

環境社会配慮助言委員会

第84回 全体会合

日時 平成29年10月13日（金）14:30～17:21

場所 JICA本部 113会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

清水谷 卓	多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 技術部長
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男	社会福祉法人 共働学舎 顧問（元恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授）
林 希一郎	名古屋大学 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
福嶋 慶三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 営業企画課 課長 (元環境省 大臣官房総務課 政策評価室・政策調整室(併任) 総合環境政策局 環境影響評価課 総括補佐)
升本 潔	青山学院大学 地球社会共生学部 教授
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問／法政大学 国際文化 化学部 教授
松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

富澤 隆一	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
村岡 啓道	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 課長
今村 諒	アフリカ部 アフリカ第三課
井上 数馬	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
篠原 悠子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
阿部 俊哉	企画部 参事役
土生 真弘	審査部 環境社会配慮審査課 兼 監理課
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課 兼 監理課

オブザーバー

遠藤 諭子	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ
渡辺 直子	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

午後2時30分開会

○村瀬 第84回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めさせていただきます。

毎回同じご案内で恐縮ですけれども、マイクの注意点をお知らせします。

逐語の議事録を作成しております。そのため、発言される際には必ずマイクを活用してご発言をお願いいたします。また、発言の際にはマイクをオン、それから終わつた後にはオフということでご協力を願いいたします。本日マイクは3、4人に1本用意しております。適宜回していただくなどしてご協力を願いいたします。

それから、本日は委員の方々、JICA関係者に加えまして、オブザーバーの参加登録がありました。団体名だけ申し上げますと、FoE Japanの方1名、メコン・ウォッチの方1名、それから日本国際ボランティアセンターの方1名、計3名の登録がございました。追って途中から入られる方がいらっしゃると思います。それでは村山委員長、進行をお願いいたします。

○村山委員長 よろしくお願ひいたします。

まず、案件概要説明で、今日は1件です。ミャンマー国東西経済回廊整備事業、スコーピング案の段階です。

では、まず説明、よろしくお願ひいたします。

○村岡 JICA東南アジア・大洋州部四課課長をさせていただいております村岡と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは早速でございますけれども、ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズ2）の全体会合、案件概要説明をさせていただければと思っております。

本日のご説明ですけれども、読み上げませんけれども、ここに書いてある1から10ということで、調査の背景の目的から、最後、調査工程ということでご説明を差し上げればというふうに思っております。

それでは、まず調査の背景と必要性ということでございますけれども、まず最初のポツにございますけれども、ミャンマー連邦共和国は2011年3月から民主化への転換をしておりますけれども、それを機に、現状、高い経済成長率を続けているという状況でございます。やはり地理的に隣のタイの活発な貿易交流といったところがございまして、今後、両国間の貿易はさらに拡大するというように見込まれております。

一方で、陸路ではなくて海上輸送ということになりますと、マレー半島をぐるっと回らなければならないという状況にございまして、この海上輸送にかわる交通手段として、陸で結ぶ東西経済回廊といった道路を早期整備が期待されているという状況にございます。

2つ目でございますけれども、こちらのほうはタイ側の区間ということで特段問題ないという状況になっておりますが、ミャンマー国内につきましては円滑な陸上物流の妨げになるボトルネック箇所が多く存在しているという状況でございまして、ミャンマー国の政府はこの東西回廊路線の整備を優先課題に掲げて整備を進めてきていると

いう状況でございます。

タイ国境からミャンマーに入ったところ、後で若干図のほうで説明をさせていただければというふうに思っていますけれども、タトン及びモーラミヤインの区間につきましては、2車線の舗装道路が改良されておるという状況でございますけれども、タトンからさらにヤンゴンに向かった部分。今回、ここは事業の対象部分になるわけでございますけれども、約100キロ地点にあるチャイトー～バゴー区間といったところには市街地を通過するという状況になってございまして、生活交通、通過交通の混在といったものによる著しい渋滞の発生が予測されているという状況でございまして、この区間を整備すると、新規にバイパスということになりますけれども、そちらのほうを整備するということで物流と安全性を確保するといったことに貢献しているというふうに考えておるところでございます。

めくっていただきまして、2つ目、調査の目的でございます。こちらのほうにつきましてはJICAとADBが連携するということを想定しております、当該区間の新規幹線道路整備による必要なF/Sといったものを実施するということで合意しております。

JICAにつきましてはシッタン橋と呼ばれるところの橋の建設、それからADBは道路部分の整備というところで、それぞれF/Sを実施するということになってございます。

この協力準備調査におきましては、主にJICAの融資検討対象となるこの新シッタン橋といったところでございますけれども、そこにつきまして事業費、実施体制、環境及び社会面といったようなところを我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するというものでございます。

調査概要でございます。案件名、事業目的、それぞれございますけれども、案件名は先ほどお話ししていますので、事業の目的としましては東西経済回廊のチャイトー～バゴー区間、ここを、青で書いてあるここの区間でございます、に新規幹線道路を整備することによって、当該区間の増加する交通需要への対応及び国際・国内物流の効率化を図り、もってミャンマー国の貿易活性化に寄与するということになっております。

事業概要、先ほどシッタン橋というところをお話ししましたけれども、JICAの検討対象区間。ここの赤丸で書いてあるところでございまして、その両側にわたる青色の部分、ここは新規幹線道路ということで、ADBの融資検討対象区間という形になっております。

JICA側の準備調査目的は先ほどお話ししましたので、割愛させていただきまして、事業対象地域としては、一番青の右端、ここがチャイトーというところで、そこから左端、バゴー、ここに渡る橋としては先ほどのシッタン橋、赤丸の約2.3キロ、新規幹線道路としては77.6キロという想定であります。

相手国実施機関としましては、建設省橋梁局及び道路局という形になっております。先ほどお話ししたタトンとかモーラミヤインというのはその右側のほうにございま

して、ここの区間につきましては実際に整備されているという状況にございます。

本助言委員会の検討対象ということでございます。先ほどお話ししましたとおり、道路部分はADB、それから橋の部分がJICAという形で分けております。

まず、上側のADB部分でございますけれども、右側のほうへ行きますと、ミャンマー国のEIA法令におきましてはEIA実施が要求されるという事業になっております。また、現状としましては恐らく約100程度の構造物への影響といったことが想定されるかなというふうに考えております。

それから、下のJICAの部分でございますけれども、こちらのほうにつきましても、ミャンマー国の法令におきましてはEIA実施が要求される事業ということでございます。一方でこここの部分につきましては、構造物への影響はほとんどないのではないかという想定で現状おります。

右側の下のカラムを説明させていただきますと、JICAの調査区間というのは全体、道路区間を含めての一部ということになります。橋の部分だけ見ると、JICAのガイドライン的に見るとカテB相当の影響レベルかなと思っていますけれども、事業全体として新規高規格道路の建設ということになりますので、特に社会面への影響を考慮してカテA事業に分類されて、助言委員会対象事業という形で進めさせていただいております。

そして、この橋の部分になりますけれども、こちらのほう、暫定というところでございますけれども、現状、どこに橋を建てればいいのかということについて検討をしているところでございます。これは川を渡る橋の部分で、4つほどAlignmentを検討しておりますけれども、このうちAlignment(2)の部分、ここの部分が現状のところで、暫定としましては最適なかなというふうに考えております。こちらのほうにつきましては、道路、ここは橋の両脇にある道路の長さだとか、橋の長さ、それから川岸の状況、アプローチの道路、それから建設コスト、それから用地取得、補償といったカテゴリで、今、暫定的に見てもらいまして、その結果としては2番目のAlignmentが一番適当なのではないかなというふうに今考えておりますけれども、引き続き検討するという状況にございます。

それから、調査対象地域の線形と地形ということで、先ほどしたADBの道路部分含めて書いておりまして、下側に地形の高さでございますけれども、こちらを書いております。ADBの対象区間が下の真ん中のほうに書いていますけれども、こちらからヤンゴン寄り、西側でございますけれども、こちらのほうはほぼ水田で平坦な地形という形になっております。

右側につきましては、少々台地という形ででこぼこになっておりますけれども、大体、高くて40メートルぐらいというところでございます。こちらのほう、図としてはかなり急に見えますけれども、別のトンネルを掘るとか、そういう話ではございませんでして、道路を地上に引いていくということが可能な地形になっております。

それから、調査対象地域の土地利用ということになります。全体的には農業地というところが多いのかなというふうに想定しておりますけれども、東側、こちらのほうにつきましては低木地が多い状況。実際には水田だとか、ゴム園だとか、水田の基地といったものが見られるという状況でございます。

こちらのほうは写真でございます。先ほど左側というのは水田が多いとお話ししましたけれども、左側、ここの写真ではこんな状況でございます。主に水田がこちらのほうにあるという状況でございます。

右側、川の右側ですね。こちらのほうにつきましては、この左から3つ目の写真が国道8号との交差部分、さらに東側に移りまして、一番右側の写真でございますけれども、こちらのほうは畑とゴム園、奥のほうが果樹園という形になっておるという状況でございます。

続いて、橋の部分から写真を撮ったところを紹介させていただければと思っております。こちらのほうにつきまして、左側の写真、こちらのほうでございますけれども、下の写真の川の一番右から下流側を撮った写真でございます。こちらのほう、こういう状況でございまして、一部、漁民らしき人たちもいるのかなというふうに思います。

真ん中の写真は川を撮った写真ということで、ここの川幅としては約700メートルという状況。

それから一番右側、この撮影場所から北側を撮影したものでございますけれども、特に干渉とかは見られないような、通常、先ほどのAの写真と似たような状況という形かなと考えております。

それから、陸側のほうをこの橋から撮ったところですけれども、まず一番上の写真ですけれども、こちらのほうにつきましては、一部集落が見られる地域というのもございます。真ん中は平行して線路が走っているという紹介でございます。一番下が架橋から大体4.5キロぐらい離れたところですけれども、ここら辺につきましては時間帯によって干渉が出現するような土地状況ということでございます。

続きまして、環境社会配慮事項でございますけれども、適用ガイドラインとしては、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）ということでございますけれども、加えましてADB協調融資事業ということでございますので、ADBの政府側のポリシーにも準拠したEIA、それからRAPの調査を行うということでございます。

カテゴリ類としては事業全体、ADBバイパス区プラスJICA橋梁区間ということでございまして、カテゴリAIに分類されるということでございます。

環境許認可につきましては先ほどお話ししましたように、ミャンマー国の法令によりまして橋梁区間、それからバイパス区間ともにEIAが必要ということになってございます。

それから、汚染対策等各項目でございます。こちらのほう、まず汚染対策でござい

ますけれども、工事中につきましては、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等々、影響が想定される。供用後につきましては車両走行ということになりますので、これを踏まえて大気汚染だと騒音、震動による影響が想定されるというふうに考えております。

自然環境につきましては、先ほど写真もございましたけれども、河川や周辺地域に生息生育する動植物への一時的な影響といったものが想定されるかなと考えております。

それから、社会環境ということになりますけれども、こちらのほう用地取得、住民移転でございます。事業全体でいきますと、約336万平方メートルの用地と約100の構造物、それから約500名の住民移転への影響が想定されるというふうに考えております。こちらのほうにつきましては、ミャンマー国内法、それからJICAのガイドライン、ADBのセーフガードポリシーに基づいて、住民移転計画を策定していくという予定でございます。

なお、JICAの橋梁区間につきましては、ほとんど住民移転は生じない形にできるんじゃないかというふうに考えております。

それでは、最後になりますけれども調査工程でございます。ちょっと細かく書いてありますけれども、今後の予定というので赤の部分を紹介させていただきます。

ADBによる調査が今から開始するという状況にございまして、ADBのスコーピングの部分とあわせてJICAのスコーピングを助言委員会のほうに説明させていただければと思っておりますので、今の状況としましてはADBのスコーピング報告書というのは年末に向けてというふうに考えておりますので、助言委員会に説明させていただくのは年明けて2月から3月ぐらいかなと考えております。

また、EIA、RAP報告書につきましてですけれども、ドラフトのほうがADBが10月ぐらいを今想定しております。JICAのほうはそれより早く終わるのかなと思っていますけれども、あわせて第2回のワーキンググループということで、2018年の年末ぐらいにかけてご説明できればなと考えております。

すみません、駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、質問をお受けしたいと思いますが、私のほうからまず確認したいのは、言葉遣いがやや不明瞭ですけれども、今回、ADBが融資をする部分とJICAが融資を検討されている部分の2つがあると。調査を実施するのは両方ともJICAということでおろしいでしょうか。

○村岡 申しわけございません。調査自体も分かれておりまして、JICAの協力準備調査の対象というのは橋梁部分、それからADBは道路部分という形になっております。

○村山委員長 今回の協力事業は両方含めたものということですね。

○村岡 もう一度お願いできますでしょうか。

○村山委員長 今回の協力準備調査の対象はADBが融資検討対象としている新規幹線道路も含めた部分。橋だけではなくて道路も含めた部分ということですね。

○村岡 環境社会配慮につきましては、ADBの部分も含めて助言委員会のほうにご説明をさせていただくという形でございます。

○村山委員長 その場合の環境社会配慮の調査はどこが行うのでしょうか。

○村岡 ADB部分につきましてはADBが雇用するコンサルタントが行っていくということでございます。

○村山委員長 その結果を我々は報告を受けるという形になりますか。

○村岡 そういうことでございます。

○村山委員長 では、いかがでしょうか。

どうぞ。

○松本委員 今の部分ですが、1点目は、つまり報告は受けるけれども、助言の対象はあくまで橋梁部分であるという理解でよいのかというのが1点目。

2点目は、先ほど協調融資という言葉を使われたんですが、これ厳密には協調融資ではないような気もするんですが、この2つが不可分一体であるとか、要するに一緒に説明していただくのはわかりやすくていいんですが、一方、ここでどれを対象にしていくのかという意味では、協調融資の場合と別々の融資の場合だとちょっと違うと思うんですけども、この2点目をお願いします。

○村岡 1点目のADBの環境社会配慮の部分が助言委員会の対象、コメントの対象かというところにつきましては、この対象だというふうに考えてございます。そういう助言をいただきまして、我々のほうとしましてはADBに対応を促していくということをさせていただければと思っております。

協調融資、実際に物理的なスコープは分かれているということで、そういった面では一つの物理的なスコープに対して、両機関が融資するといったものとは異なるということかなと思っておりますけれども、事業として橋、道路合わせて新規の道路ということでございますので、先ほどお話しさせていただいたとおり、ADBのEIA、RAPにつきましても助言委員会のほうにかけさせていただくというふうに考えております。

○村山委員長 他いかがでしょうか。

○作本委員 私も今の質問の関連で、繰り返しで申しわけありません。

協調融資の理解ができていないこと、私自身もありますけれども、14ページの下のほうに住民移転に関してはJICAのガイドラインとADBのセーフガードポリシーに基づいて資料を作成するとあるんですが、我々がここで検討する場合には、ADBのセーフガードを適用しながら、JICAのガイドラインだけじゃなくて、これも一緒にこの場で適用しながら、後々今申し上げたように、ADBにその結果を促していくという、そういう筋道になるんでしょうか。

○村岡 すみません、説明が足りておりませんけれども、ご指摘の点につきましては、

この助言委員会のほうではJICAの環境社会ガイドラインの視点からご助言いただきまして、それをADBのほうに伝えさせていただくという形を考えております。

○村山委員長 いかがでしょうか。

多分、こういうスタイルは初めてで、前身の審査会を含めて、私確か記憶がないよう思います。

いかがでしょうか、よろしいですか。

少し先のことですが、新しいタイプの事業で、助言委員会としても新しい対応ということになると思います。ありがとうございました。

では、次がワーキンググループのスケジュール確認です。

よろしくお願ひいたします。

○村瀬 それでは、事務局から確認させていただきます。

議事次第の裏を見ていたければと思います。10月、11月は既に事務局から出席のご確認をさせていただいた方に丸をつけております。12月は事務局のほうでとりあえず割り振らせていただきました。この場でご都合の悪い方などありましたら、ご発言をお願いいたします。

とりあえず既にご確認済みのところ、それから新たに12月割り振らせていただいたところについて、このような形で今のところはよろしいでしょうか。また、ご都合の変更がありましたら、事務局宛にお知らせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、スケジュール確認は以上です。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、次がワーキンググループの会合報告及び助言文書の確定ということで、今日は3件あります。

最初がザンビアの地域送電網整備事業、こちらはドラフトファイナルのレポートの段階です。主査を福嶋委員にお願いしております。

まずご説明、よろしくお願ひいたします。

○福嶋委員 私のほうからご説明させていただきます。

ザンビア国南部地域送電線網整備事業ということで、ドラフトファイナルレポートに対する助言案ということで、9月22日金曜日にワーキンググループを行いました。委員はここに記載のとおり、日比委員、私、村山委員、米田委員の4名でございます。

そこで議論でございますけれども、このワーキンググループの後にもメール審議を行いまして、助言案をつくらせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、先に少し論点のところをご説明させていただきたいと思いますけれども、ページをめくっていただいて右側のほうですけれども、大きく2つ論点ございました。1点目が「法令上の保護区」と「重要な自然生息地」の整理ということで、これは主に日比委員からのご指摘でございますけれども、IBA/KBA

はJICAの環境社会配慮ガイドラインの運用見直しにおいて、「政府が法令等により自然保護や文化遺産補語のために特に指定した地域」以下、「法令上の保護区」ではなく、「重要な自然生息地」を示すリストとして参照する旨整理されている。

本事業が実施されるザ国南部州にあるKafue Flats、IBA/KBAは、「法令上の保護区」である国立公園やラムサール条約登録湿地を含んでおり、ドラフトファイナルレポートでは、両者を区別することなく「自然保護区等」としてまとめて説明がなされておりました。

そこで委員から、ガイドライン上求められる配慮内容が違うことから、「法令上の保護区」に対する影響と「重要な自然生息地」に対する影響を区別・整理し、調査報告書で説明するよう助言がなされております。

2点目といたしまして、ここもかなり議論したんですけども、森林伐採等に伴う二酸化炭素の森林吸収源への影響についてということでございます。

既存送電線とROWを共有することで伐採範囲が最小化されており、事業実施区域には草地や農地が多く、保護対象の森林もないことから、本事業の送電線設置等の工事に伴う果樹を除く樹木の伐採の影響は大きくない旨、JICA側からご説明がございました。

一方で委員の側から、送電線の距離が長いということで、足し合わせると伐採規模もそれなりに大きくなる可能性があるのではないか。ザ国はパリ協定の排出削減目標によると、持続可能な森林管理を優先課題としておるため、果樹を含めた伐採規模を確認した上で、二酸化炭素の森林吸収源としての森林保護の施策を確認し、ザ国と本事業の対策を協議するよう助言がなされました。

JICAからは、伐採規模が大きくなるとの可能性があるとの指摘を踏まえまして、衛星画像等で可能な範囲で伐採の規模を確認し、ザ国政府と森林管理に係る対応を協議する旨の回答がなされております。といった大きな2つの論点がございました。

それでは、助言案のほうをご覧いただければと思いますけども、環境配慮に関してまず1点目。先ほどの話にもございますけれども、「法令上の保護区」と「生態系／植物相・動物相」の影響の違いを整理した上で、本事業との関係及び影響の有無・程度をファイナルレポートに記述すること。

2点目といたしまして、本事業に伴う森林伐採の規模を確認し、その結果をファイナルレポートに記述すること。また、森林伐採に伴う二酸化炭素の吸収源対策について、ザ国政府との協議結果をファイナルレポートに記述すること。

3、送電線の建設中及び供用後において、送電線へのバードストライク対策の具体的な内容を検討し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

4、建設時のモニタリング方法をより具体的に検討し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

5、モニタリングの一環として、複数年にわたり鳥類の死亡状況を記録するよう実施

機関に提案し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

続いて、社会配慮といったとして、6、教会や学校の移転に伴い一時的に影響を受ける人々への配慮を検討し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

7、被害と便益の偏在や対立が生じた場合の対策について、調整システムを含めて検討し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

8、「ROW内の農地・牧草地はできる限り原状回復」に努めた上で、やむを得ず農地面積が減少する土地については、代替地を含めた具体的な補償方策を実施機関と協議し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

9、脆弱な世帯への対応策については、より詳細な支援策や移転先に関する内容を検討し、その結果をファイナルレポートに記述すること。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございました。

以上のような助言案と論点ということですが、いかがでしょうか。何かお聞きする点がありましたらお願ひいたします。

○原嶋副委員長 一つお聞きしたいのは、発電網の設置は、これは発電所の新設とか発電所の増強とどこかでセットになっているのではないかということについて確認したいんですが。

○今村 すみません、送電網の整備が発電所と関連しているのではないかということでしょうか。

おっしゃるとおり、我々の事業の中ではないですけれども、ザンビア側の政府のほうの発電所計画として今回の送電線の3つ、MaambaというところとEMCOというところ、こちら2つとも石炭火力発電所になります。もう一つがBatoka Gorgeという水力発電所です。これら3つの発電所が我々の事業にかかわっています。

○原嶋副委員長 新設かどうかわかりませんけれども、3つの発電所を増設ないし新設する環境影響評価については、どのようにフォローされているのかということが1点と、ガイドライン上、しばしば出ているので、審査部の方への確認ですけれども、一体事業としての取り扱いの見解について教えてください。

○土生 事務局のほうから回答させていただきますけれども、本事業は今、今村のほうから説明があった発電所と不可分の一体の関係にはありません。本事業単体で成り立つということですので、JICAのこの事業における環境レビューはあくまでも本事業を対象としたものになっております。

○原嶋副委員長 その3つのどこがファイディングかわかりませんけれども、それなりに環境配慮とかアセスとか、そういったことは行われているだろうということは理解してよろしいでしょうか。

○今村 3件とも全てアフリカ開発銀行がやっておりますけれども、一応、評価がなされているのは確認しております。

○村山委員長 他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特になければこれで確定ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、2件目に移らせていただきます。

フィリピンの幹線道路バイパス建設事業、こちら環境レビューの段階ですね。こちらについては林委員に主査をお願いしております。

よろしくお願ひいたします。

○林委員 林でございます。ご説明させていただきます。

本件は、フィリピン国幹線道路バイパス建設事業の3ということでございまして、1と2というのがあるんですけれども、過去15年ぐらい前に1が始まったのかな。1と2と進んできて、最初、2車線部分を1と2でつくって、3で拡幅するという、その3の部分の環境レビューに対する助言ということでございます。

2017年9月11日にワーキングを開催し、柴田委員、鈴木委員、升本委員、私の4名でワーキングを行ったということでございます。

めくっていただいて、助言と論点あるんですけれども、論点のほうに少し議論の経緯に関係するような話が載っておりますので、まずその論点のほうからご説明したいんですけども、環境レビュー方針ということと複数の事業が重なったものということなので、委員のほうより協力準備調査を経ずに環境レビュー方針についてワーキンググループに付議する場合の案件の場合ですけれども、このように段階的に整備されてきた案件については、過去の経緯及び環境レビューの対象を明確に把握できる資料を提供するほうがよいのではないか。全体が把握できるようなものを用意してほしいというような要請がなされて、JICAのほうから案件概要説明時にわかりやすい説明を心がけるとともに、必要に応じて過去の経緯等がわかる資料を用意する这样一个回答がなされたということでございます。

2つ目の論点ですが、また同じような点なんですけれども、複数のフェーズで段階的に計画される事業のカテゴリ分類についてということとして、フェーズ1が2004年、フェーズ2が2012年ということで、それぞれ各フェーズだけ単体で見ていると、大規模なものには該当しないと。また、大規模な非自発的住民移転を伴わなかつたために、環境区分上Bと分類されてきたということです。

ただ、委員より本事業のように長期にわたり複数のフェーズで段階的な開発が計画されるような場合、当初計画時に想定される最終段階、1から3、全体をスコープに入れた事業スコープを念頭にカテゴリ分類を行った上で、最終段階の事業スコープに基づく影響評価を行うべきではないかという指摘がなされたということです。

これに対してJICAより、将来的な4車線化を念頭にフェーズ1の計画時に4車線化的事業スコープで環境影響評価及び許認可の取得が行われ、フェーズ1、フェーズ2の各

計画時に各々のフェーズの道路区間の4車線分の用地取得がなされたものの、4車線化のための工事着手が先方の国、フィリピンでの資金制約のために見通しが立っていないかったということで、あくまで各フェーズで関係する事業として、各々のカテゴリ分類を行ったというような経緯の説明があった。ということでございまして、多段階で行われるようなものの取り扱いについて少しだけ議論があったということが論点に書かれております。

助言につきましては、環境配慮といたしまして、採石場のもたらす環境影響を、本事業との関係を踏まえて確認し、必要に応じて対応するように実施機関に申し入れるということ。

2つ目が生態系、水象、地形の環境影響がないというように整理されているんですが、工事中、供用時の排水による影響を確認し、必要な対策を講じるように実施機関に申し入れるということ。

3点目が道路建設、供用時の生態系、沿線上にある重要な巨樹とか、そういうものも含んでということですが、への影響を確認し、必要な対策を講じるように実施機関に申し入れること。

4つ目がフェーズ1、2の影響が累積されるものについては、フェーズ3のモニタリングの対象に含まれることを確認することということが環境配慮関係です。

社会配慮関係につきましては、補償金の算定、支払いが、再取得価格に基づいて事前に行われていることを確認し、そうでない場合は再取得価格での補償を実施機関に働きかけることということが助言として挙げられてございます。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、この案件についてお気づきの点ありましたらお願ひいたします。

○原嶋副委員長 言葉で、2番と3番の言葉をちょっと、2番が生態系への影響はなしとしているが云々とあって、3番が生態系への影響を確認し、対策を講じるというんですけども、一見矛盾というか生態系の影響がそもそもあると考えているのか、ないと考えているのか、若干矛盾をしているような印象も受けないわけではないんですけども、例えばフェーズが違うとか場所が違うとかそういうことではないんですか。

○林委員 私の理解では、生態系、水象、地形への環境影響はなしと評価されている、JICAの環境レビューの中で。ですけれども、2番のほうは排水影響については考慮するように実施機関に申し入れてくださいねというふうに言っていて、3番目のほうはなしと言っている部分について影響があるんじゃないいかということを言っている。ちょっと言葉の説明が足りないんですけども、そういう整理です。

○鈴木委員 基本的には影響がないと書いてあるけれども、影響がないことはないでしょうというのが、両方、共通した認識なんですね。

○原嶋副委員長 それはスコーピングの段階ではなくてレビューですよね。だからか

なり後の段階に来て、この段階で影響のあるなしについては争いがあるというか、見解に違いがあるというのはタイミング的にはちょっと遅いような感じもしているんですけども。

○村山委員長 環境レビューが助言にかかわっているということは、JICAによる協力準備調査はないということですね。なので、その段階でこちらからコメントができれば今の点はクリアになっているはずですが、環境レビューの段階なので、調査は既に終わっていて、それをどういう対応をするかということですね。原嶋副委員長のご意見を考慮すると、2番と3番の表現を少し整理されるというのが一つあるかもしれないということでしょうか。

○原嶋副委員長 重要な点は、生態系への影響について若干疑義がある。疑義があるというか、評価についてもう一度しっかり確認する必要があるということは、皆さん共通されているわけですよね。

逆に、タイミング的には、今後そのフォローはどういうふうにされる。生態系への影響あるなしについて意見が分かれているというのはちょっと気にはなるんですけども、こういうご指摘があってこの後どうフォローされていく、そのフォローが十分間に合うかどうかということ。

○井上 東南アジア部の井上と申します。

こちらについては、審査時にこれまで1、2のモニタリングを実施機関はしているはずなので、その状況についてこちらも含めてどうなっているかというのは確認をしてこようと思っています。その上で、もし必要な対策が生じるようであれば、ちょっとそこで現実的にできることというのは協議をする必要があるというふうには考えております。

○村山委員長 今、モニタリングとおっしゃったのは、生態系に関するモニタリングを1と2の段階でやっているはずだと、そういうことですね。

○井上 それも含めてやっているとは思うんですけども、確認はしていきたいと思います。一方で、現時点では話している限りは特にそういう問題とか影響が生じているというのは聞いてはいない状況でございます。

○村山委員長 というようなことなので、影響の確認については新たに調査というのではなく無理だと思うのですが、これまでの事業を勘案しながら進めるということは可能だということですね。

どうぞ。

○松本委員 フェーズ分けの問題は結構重要だと思いました。ただ、JICAの見解からすれば故意に、もっと言うと、NGO用語的に言えば悪意を持ってフェーズ分けをしたわけではないということはあるんだと思うんですが、事実としてちょっと気になるのは、フェーズ2は同じガイドラインの適用であると。フェーズ1についてはそれなりに古いというか、円借款の第2版であるということですので、それはちょっと置いてお

いて、同じガイドラインの適用であるフェーズ2とフェーズ3で、フェーズ2がBで今回が助言委員会にかかっているということで、助言の内容は累積的な影響というふうな書き方をしているんですが、私が思うところでは、今回のところがフェーズ3の場所で、やっぱりカテゴリーAであるから対応されたものというのがあって、前回のフェーズ2の区間がもしBであったから対応されなかったものがあったとするのならば、やはりこれはAにそろえるべきだと思うんです。例えば補償にせよ、生計回復にせよ、Bのところであまりやられなかつたけれども、今回はやられるようなものがあるとするならば、むしろ対応策をそろえるべきではないか。累積的な影響よりは対応策をそろえるべきなんじゃないかというふうに考えたんですが、この辺についてはどのようなご議論があったのかをちょっと教えていただきたいんですが。

○升本委員 この議論をワーキンググループでお願いしたのは私なんですけれども、おっしゃるとおりなんですが、そもそも何かフェーズ1のときに結構、土地用地の確保とかまで進んでいたのかなという気はしています。

それで今おっしゃるとおり、補償をそろえるべきだというのは、私も一応コメントで入れていたんですが、ガイドライン上はAとBというのは環境社会配慮のプロセスの違いを規定しているのであって、補償は一緒なのでその補償でやっていますということでしたので、それならいいのかなというふうに判断をいたしました。

○松本委員 そういう意味では、住民参加の程度であるとか、情報公開のやり方であるとかは、そのプロセスの中にはAとBで大きな違いがあるけれども、生計回復や補償の面ではフェーズ2も沿ってやられていたということを確認をされているということであれば、とりあえず今のは質問ですので、わかりました。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

他の点はいかがですか。

先ほどの助言の2番と3番の件ですが、必要があれば今修正したほうがいいと思うのですが、特によろしいですか。

では、特に他になればこれで確定ということにしますが、よろしいでしょうか。

はい。では、これで確定をさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

では3番目、こちらもフィリピンでメガマニラ圏地下鉄事業で、ドラフトファイナルレポートの段階ということです。主査は松行委員にお願いをしております。

よろしくお願ひいたします。

○松行委員 ご報告、申し上げます。

ワーキンググループの委員は、殖田委員、作本委員、長谷川委員、松行の4名で行いました。

まず、2ページ目の助言の全体事項からですが、これ、全体事項3点とも複数案の比較についてのことになります。その選択の根拠となる情報や選択の理由をもう少しき

ちんと示してくださいということになります。

なお、ワーキンググループ内でこの複数案の比較を全体事項に置いていいのかという議論もあったんですが、ドラフトファイナルレポートの場合、スコーピングなどではその項目があるんですが、その項目がないとのことで、今回は全体事項のところに置きました。

続きまして、環境配慮の4番目なんですが、絶滅危惧種の移植や代替植林についてなんですが、少し補足の説明をしますと、この事業の場合、絶滅危惧種がどうも家の庭木であるとか、そういったところに生えているそうで、なかなか難しいということなので、NGOや植物専門家などの協力を得てデータや維持管理の方法を確認するということになっております。

5番目は低周波発生対策について。6番目は車両基地の代替案について、もう少しきちんとその調査結果や洪水の影響について書いてくださいということになります。

続きまして社会配慮に入りまして、7番目に関しては、労働環境については供用時も地下鉄職員の方の労働環境があるのでそれについて予測評価結果を書いてくださいということになります。

8番目に関しては、モニタリングフォームが公害汚染対策のみモニタリングフォーム案として記載されていたので、それだけではなく、自然環境、社会環境についてもそれを提案して定量的な目標水準を設定してくださいということになります。

9番目は住民の移転先については、これまで住民の移転先がまだなかなか見通しが、どこになるかというのがまだわからないところがあるとのことで、その際に今の職場への通勤可能性やビジネスの再開の可能性などを考えて場所の選定を行ってくださいということになります。

10番目に関しましても住民移転なんですが、ステークホルダー会議で参加者の方から、このPresidential Committee of Urban Poorというところがかなりこのような移転に関する調査をしているそうで、そこでの提言として、やはりこの移転には2年ぐらいかけなきゃいけないということをこのコミッティーがレポートで報告しているということを言っておりましたので、可能な限りこういった過去のレポート入手して教訓を反映するということになっております。

11番目に関しては、今まであまりこの鉄道事業に関して、駅周辺の開発についての記述がなかったんですが、今回この公共交通指向型開発という、これアメリカで生まれた概念なんですが、駅の徒歩圏内に施設や開発などを集積して、また歩きやすい環境を整えて、公共交通をなるべく使ってもらおうという考え方なんですが、それがかなりの厚みをもってレポートがありました。

それは大きな一歩だと思ったのですが、そこでかなり駅ビル、駅ナカ開発というものが強調されていたんですが、日本でも今特に駅ナカ開発かなり盛んなのですがやはり、集客能力があまりにも高過ぎて、結局みんな駅から出なくて、周りの商店街が疲

弊してしまうということもかなり起こっているので、駅ビル・駅ナカ開発を実施する際にも、駅周辺の既存商店のことを共存して、駅周辺が魅力的な空間になるように協議をしてくださいということを書いております。

次に、論点のほうに移りますが、1番についてはこれ助言とは関係ないんですが、このレポートの中で「障害者」という漢字表記が、この「害」があるという字と、あとこの石編のものと、2つともありましたので、かつこの「害」という字が最近使われない傾向にあるのでどうなんですかという話になりましたが、外務省が出している文書でも従来の表記がなされているというので、問題がないということになりました。

2段落目なんですが、ガイドラインの2.5.2に「障害者」についての記載がないとあるんですが、今、私、確認で8ページを見ましたら、あるので、多分、これはこのワーキンググループのときに古いガイドラインを見たんじゃないのかなと思いますが、違いますか。

○永井 事務局から補足させていただきます。ガイドラインの2.5.2には障害者が明記されているけれども、別紙1には明記されていないということです。別紙1の社会的合意には障害者が含まれていないので、別紙1にも書いたほうがいいんじゃないですかという論点と理解しています。

○松行委員 すみません、そういうことです。なので、これはガイドラインの改定のときに一つ議論になるんじゃないのかなという議論がありました。

続きまして2番なんですが、今回、地下鉄ですが、民有地の地下を利用するときの補償について、今回はフィリピン政府の方針を使っておりますが、そもそも、JICAのガイドラインにその規定がない。それだったら世銀とかADBとかのを使ったらどうですかという話が出たんですが、実は世銀やADBも地下鉄の地下の補償についての規定がないというような議論がありました。

以上になります。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、この案件について何かご意見ありましたらお願ひいたします。

○作本委員 このワーキンググループに入らせていただいて、私もこれTODって初めて勉強させていただいた、そういう状態なんですが、一つだけ冒頭のほうで何人かの方から出た意見なんですが、三つのオプション出されている中で、オプション3を選んだ理由が、資料としては載っているんですけども、判断基準というか、そういうものが出ていない。その原因是フィリピン国政府が全体的な判断・裁量に基づいてこの3を選んだというんですが、ここから我々が感じた問題は、ああ、フィリピン政府が先に決めているんだという。我々は代替案比較とか何かやって、役立つかなどいうことが一つと、フィリピン政府がもしそれを決めて我々のほうに伝えてくるのならば、その強弱というか物差しというか、そのあたりは明確に伝えてくれるとありがたいなとそういう気持ちがこのあたりの皆さんの中に全体事項ですがかかる。ちょ

っと補強させてください。

○村山委員長 ありがとうございます。

ドラフトファイナルの段階で代替案の項目をコメント表に入れていない理由の一つは、この段階で新たな代替案を示されても対応できないということだったと思います。ただ、こういった形で判断基準を示すとか、比較結果を記載するということはあり得るという気はするので、こういうコメントはあってもいいと思います。ただ、本質的に新たな代替案について議論をされると、この段階では不可能という、そういうことだったと思います。

それでは、他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、もしないようでしたらこの形で確定をさせていただきます。

ありがとうございました。

では続けて、環境レビュー方針の報告ということで、今ご議論いただいたものについての報告ということです。

よろしくお願ひいたします。

○篠原 本件を担当しております篠原と申します。よろしくお願ひいたします。

本件の環境レビュー方針についてご説明させていただきます。

お手元に環境レビュー方針ということで資料があるかと思いますが、数が多いので、ポイントとなる部分に絞ってご説明したいと思います。

まず1点目、全般事項においてEIA報告書ですが、こちらは既に作成をしておりまして現在環境省のほうでレビューをしております。今後、ECCの承認が出る予定ですが、もし附帯条件等あればその達成方法について審査時に確認いたします。

環境の環境管理計画、モニタリング計画、あと、モニタリングフォームにつきましては中身を確認し、またモニタリングの実施体制についても確認いたします。

次のページになりますが、RAPの実施体制につきまして、本件用地取得、住民移転等発生しますので、RAPに基づいて適切に実施されるように、実施機関、実施プロジェクトに対しても、きちんと実施されるように支援策なども検討しつつ実施機関と合意したいと考えております。

続きまして、2番目の汚染対策についてですが、廃棄物に関しまして、今回地下鉄ですので、トンネル工事に伴い多くの掘削土が発生します。現在予定されている掘削土の全量を運び込んでもキャパシティが十分な処分場が確認されておりますが、こちらの処分場がきちんと環境許認可のほうが取得されているかということを審査時に確認いたします。

続きまして、3番の自然環境のほうですが、生態系について今回、デポ用地や沿線に一部絶滅危惧種に該当する植物が並木や庭木として確認されており、こちらの移植についても環境省のほうの指示を確認しつつ、適切に実施されることを実施機

関と合意いたします。

4点目の社会環境については、今回1,000世帯を超える被影響住民が発生する予定ですが、一つにAnonas駅という駅の近くで過去に非正規住民に供与された移転地があり、一度移転された人々がいる可能性があると聞いておりますので、そちらについても詳細を確認したいと考えております。

続きまして、次のページの生計回復支援ですが、今回幾つかビジネスオーナーの方々も影響を受けますので、ビジネスが継続的に行われるよう、また営業休止期間中の収入補償についても実施されることになっております。

審査時にはどのように収入補填の支払いをするかなど具体的な実施方法について実施機関と確認の上、合意したいと考えております。

あとは移転地について、バレンズエラにおけるデポ用地の移転地については提供されることが確認されておりますが、先ほど申しましたAnonas駅付近の非正規住民の方々について、もし移転地が必要な場合は可能な限り市内の候補地を特定して、適切に移転がなされるように実施機関と合意をしたいと考えております。

最後に、住民協議について、本件幾つかの地方自治体にまたがりますので、関係するLGUIにおいて住民協議が複数開催されております。補償方針などを説明し、特段大きな反対は確認されていませんが、RAP実施に当たっては住民に対して適切な情報公開が行われること、また協議の場が設けられることや苦情があった場合には適切に対処するように実施機関に申し入れたいと考えております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご報告に対して何かご質問、ご意見ありましたらお願ひいたします。
どうぞ。

○鋤柄委員 正確に理解できなかったと思うのですが、4番の社会環境の1) のAnonas駅のところです。今私が理解している内容で正しいのかご確認をお願いしたいと思います。

この駅の予定地の周りに、かつて非正規住民に供与するべき政府が持っている土地があり、これを駅の用地として使用すると、その（かつての非正規住民に供与する）用途に使えなくなる可能性があるので、その「非正規住民」の支援策を考えるという意味と理解したのですが、それでよろしいでしょうか。関係が複雑で理解が追いついていません。

○篠原 はい、かつて移転先として提供され、本事業において移転対象地となっている場所がございます。

○古賀 すいません審査部の古賀ですけれども、補足いたしますと、Anonas駅の予定地に、昔非正規住民のために政府が供与した土地があります。そこに住んでいる人々は、以前非正規住民で、今は政府から土地を供与されているというステータスの住

民なんですけれども、もともと非正規住民であったので、例えば所得レベルを見るとかなり低いところに位置する方々が多いので、今回は社会的弱者に該当する可能性がございますので、特に手厚いというか、きちんと配慮をするということでここに書かせていただいております。

○松本委員 その4の社会環境、今ご説明いただいたところも含めてなんですけれども、そういうような社会的弱者がいる可能性があるから、確認の上支援策を検討し、さらに2.でも土地所有者の人数を確認するとなっていますし、ページをめくった移転地のケソン市の非正規住民に対するところについても、早急に候補地を特定して住民協議をして、合意するというふうに書いてあって。もちろん、それ自身は大切なことなんですけれども、レビューの段階でそれを書けばいいのであれば、我々は助言委員会で何をしているんだろうということになるわけで、通常はその人数を確認し、支援策を提示し、それで妥当かどうかをここで議論した上で次のステップに行くのに、この文言がレビュー段階の方針に書かれてしまうと、それをやっているかどうかは最後はJICAが確認すればいいということになって、そもそもこの現行の環境社会配慮のプロセス自身がある種ないがしろになる恐れがあるというふうに私は思って、このレビュー方針を読んだのですが、そんなことはないんでしょうか。

○鈴木委員 同じようなことなんですけれども、自然環境の生態系のところで、コメントでもおっしゃいましたけれども、絶滅危惧種が庭木や並木としてあるという表現があって、これを読んだときに非常に驚いたんですけども、絶滅危惧種って基本的には数が少ないので。少ないから絶滅しそうなんですよね。だから個人の家や並木にふんだんにあれば、それが絶滅危惧種であることはおかしい。

それは百歩譲っていいとして、その対策が移植によって対応しますというふうに書いてあるけれども、基本的に絶滅危惧種だったら移植に耐えられるかどうか、どうしたら増やせるか、どうしたら移植がつかかという研究事例が少ないと。だから、今松本委員がおっしゃったように、貴重なものがあったら、絶滅しそうなものがいたら移植で対応しますよと言ったら、それはもしかしたら方法かもしれないことをここに書かれているんじゃないのというのがあって、同じようなことなのでちょっと考えてください。

○永井 事務局から、まず1点目についてご説明すると、ワーキンググループに出られた委員の方はご存じかもしないんですけども、全部で駅は13あります。今回問題になっているAnonas駅、13のうち唯一なかなか確認ができていなかったところでして、決して未確認のところがたくさんあるわけではなくて、情報は逆に絞られている、論点が絞られていると思っております。

我々は、これをもって実施段階へ先延ばしするつもりはなくて、Anonas駅の確認結果についても審査で確認し、先方で合意してくるつもりでありますので、審査結果の際にはここの情報も含めて、審査結果に含めて公表させていただくということを想定

しております。なので、これを実施段階に先延ばすことは考えてございませんと、いうのが1点目になります。

2点目に関しては、絶滅危惧種の件、もう一回確認させて頂けますか。

○鈴木委員 絶滅危惧種が町中にたくさん、庭木や並木としてあるというのが一つは興味深いことだけれども、それを移植なりなんなりで対応するというふうに書いてあるけれども、絶滅危惧種って基本的には多くの場合は研究している人が少なくて、個体数も少なくて、移植とか人工的に増やす方法について未確立なものが多いんだと私は理解しているんですよ。だけど、そういうふうに対応しますよと書かれていて、ああそうですか、というのはなかなかこの機関は何をしているんだろうというふうに。

○古賀 ありがとうございます。

この絶滅危惧種の移植の方法については、フィリピン側の環境省、DENRというところで規定を設けておりますので、基本的にはそれに沿って実施するという方針を実施機関のほうと確認をしております。ただ、審査の中ではDENRも当然、現地の植物を含める、動植物を含める専門家で構成されていると思いますので、DENRの指示はきちんと確認して、きちんとそれに沿って実施するということを合意したいと思います。

○村山委員長 今の点はすみません、作本委員からのコメントですが。

○作本委員 これ、移植という言葉が突然出ていて、移植自体私も植木じゃないけれども、草花で難しいというのはわかっています。ただ、やっぱり、他の国ですと植物園をつくったり、そういうことで研究者が集まって、どういう保全方法がいいのかとか、そういう研究をされていますし、DENRには何人かいるはずです、この環境省には。ですから、そういう人たちの知恵を集めての、それを前提にした上での移植というふうに私は捉えています。ただ、この文面の中では何を植えかえればいいのか、集めればいいのかと読まれてしまう、その若干の語弊があるかと思いますけれども、お話の趣旨はよくわかっておりまます。

○村山委員長 では、1点目の松本委員。

○松本委員 ワーキンググループのメンバーではないので、確かに、詳細な文章を読んでいない中で、このレビュー方針だけからものを言っているというのはそのとおりですが、そうはいっても、やはり非正規住民であるとか、生計回復先の実施とか、そもそも、こういうガイドラインをつくる中で一番重要だと思っていたような、社会的な弱者に対する生計消失に対する対応ですので、それをこの段階でまだ支援策の案もなく、人数すら把握していないのにレビュー方針として出されて、それは私たちにお任せくださいというのは、何ていうか、やはり10数年前このプロセスに私が入ったころのスタンスであって、そのころはちゃんと対応しますので影響はなしですねというふうなアワスマントの時代に非常に逆戻りするのを恐れるところでもあり、もちろん、その間にJICAがいろいろ蓄積をして対応するということの確からしさは上がっている

かもしれません、さりとて、どうなんですか。こういうのを私たちがレビュー方針で上がっているから、じゃ、それは確認しておいてくださいねと言ってしまっていいのかというのが、私はここに座っている者として、そのために座っているわけではないというふうに思っていますので、どうぞ。

○永井 事務局、よろしいですか。正規、非正規の生計支援策が決まっていないという点は、若干、事実誤認です。レビュー方針の4ページの左上の生計回復支援のところをご覧ください。2ポツ目ですけれども、非正規住民に対する生計回復支援は、Department of Trading Industry や Technical Education and Skills Development Authorityが生計回復支援策を既に持っております。両機関と覚書を結ぶことを合意しております、そのプログラムが実施されることも確認しております。

なので、生計回復支援の中身が何も決まってないとか、何もしないという状況ではなくて、実施機関が両機関ときちんと合意することを確認すると言っているだけであって、これから生計回復策を考えますというようなことではありません。審査の段階で覚書を交わすことを確認したいと我々は思っています。両機関が持っている生計支援策というのも我々として確認しており、どういうものが提供されるかわかっておりまます。ちゃんとそれが実施機関と公営機関と覚書を結ぶことまでは確認しています。審査では、実施機関を交えて、ちゃんと両機関と合意するというところを確認するものです。協力準備調査の中には、これらの機関が提供する生計回復支援策は具体的に何かというところも説明はさせていただいてございます。

○松本委員 すみません、こだわりのポイントなので。

3ページのまず1番目の可能性があることを確認されているというところまでは確認されているんですが、審査までに支援策を確認し、実施機関と合意するというのは、これは支援策はあると。

○古賀 ここで言っている支援策というのは、住民移転をどのような形でするかという意味での支援策と書いております。具体的には、フィリピンでは正規住民の場合、基本的には金銭補償で対応、非正規住民の場合は移転地を提供するということなんですが、ここのAnonas駅の方々は、現状、過去に正規であったんですが、一度政府から用地を提供されているので建前上は正規住民になるんですけども、非常に生計・生活が脆弱な部分もありますので、金銭補償だけではなくて、移転地というオプションを増やしたほうがいいのではないかということで現在検討していくとして、実際に移転地を提供する場合には別途助言をいただいているように、現在の職場との近接性というのも考慮して、同じ市内で移転地を提供しようというところまでは決めてございます。

最後、実際に、じゃ市内に移転地がどのくらいあって、どのくらいのキャパシティがあるのかというところを現在確認中で、これも確認の上で審査の中で、じゃ基本的には市内の移転地を第1候補で進めましょうと。進めましょうというのは、今後、本当

に、実際に一人一人の方と金銭補償のオプションにしますか、移転地のオプションにしますかというところを決めていく、そういう意味で予定をしております。

○松本委員 2番目の人数の確認というのは、どのくらいの人数になりそうかというのはわかっているんですか。2ポツ目です、今のところ。

○古賀 はい、ありがとうございます。1) の2ポツ目ですね。地下を地下トンネルが通る。これもワーキングの当日にご説明させていただきましたが、221名ということです現在判明しております。

○松本委員 判明しているんですね。

○古賀 すみません。F/S時点ということなので判明しているという言い方をさせていただきました。というのは、DDの中で細かいAlignmentのまた調整があると変わってきますので、確定しているという言葉ではなくて判明という言葉を使わせていただきました。

○松本委員 DDといつても融資の後じゃないですか、一般的に。要するに、この段階で人数が最終確定はしないですよね、通常。ここで言う、土地所有者の人数を審査までに確認するという、この作業は終わっているということなんですか、終わっていないということなんですか。

○古賀 終わっています。221名と。

○松本委員 じゃ、これは確認するじゃなくて、もう確認したんですね。

○古賀 そうです。確認してございます。

○松本委員 なるほど。そことかが、それであれば、確認されているならいいです。いまだに人数がわからないんだったらどうしようと思っただけですけれども、わかりました。

それから、住民協議を開催した上でという移転地のところですけれども、これも、要するに、住民協議をこれから開催するというのはガイドラインに従って書かれていることという理解でいいんですね。これ、ガイドライン上の住民協議でいいんですね。

○古賀 そうです。

○松本委員 そうですよね。それについては、こちらで対応する、助言委員会で確認するのではなくて、JICA側に住民協議がやられたということの確認をお任せする、そういう意味ですよね。

○古賀 はい、そのような意味で書かせていただきました。

○松本委員 そうですよね。私が言いたいのは、そういう一つ一つのことであって、どこまで、じゃ助言委員会が住民協議の実態を把握して、じゃ議事録を出してくださいとかというふうに一々やっている中で、いやこここの非正規のこういう人たちに対する住民協議についてはやりますので、レビュー方針にそう書いてありますから、あとはお任せくださいということに危惧を感じているということだということをお伝えし

ておきたいというふうに思います。

○作本委員 ちょっとうろ覚えになるんですけれども、今、4番の社会環境の1)なんですが、上半分はもう明らかに、例えば移転対象の人なんですが、下の所有地の下にトンネルができる、この対象の人たちはもう移転は前提じゃないんです。移転しなくていいんです。土地の価格の20%を自動的に地面の下を使わせてもらうということで、補償するんだけれども、それをもってお金で引っ越しするとか、そういうことは全くないんです、後半の部分は。ですから人数は確定していれば20%程度のお金を追加して、その住民は引っ越しせずに受け取れるという、そういうシステムなんです。それが論点のところでどういう補償をするかというところで議論された2番目の内容となります。

○村山委員長 今の点について、地下をどう補償するかという話は他の機関でもあまりまだ明確になっていないということですね。

○永井 世銀とADBにも確認いたしましたけれども、当該国の補償制度に従って判断をしているということだそうです。

○村山委員長 それから1点目ですが、私の理解では、左側にあるこの表の正規住民と書かれている中に別の事業で住民移転をした人たちが入っていると。今回またさらにもう一回移転しなくちゃいけないという、そういう人たちがいるということですね。それに関して追加的な支援をどうするかということを検討されているという、そういう理解でよろしいですか。わかりました。

では、他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では、今回はこれでご報告ということで進めたいというふうに思います。

どうも ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩を入れさせていただいて、その後、その他今日3件あります。3番目は若干重い案件ですが、これについて議論をしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

午後3時52分休憩

午後4時00分再開

○村山委員長 それでは、そろそろ再開させていただきたいと思います。

その他で、今日は3件あります。最初がコスタリカの地熱開発セクタローン、モニタリング結果の報告についてということです。では、ご説明、よろしくお願ひいたします。

○村瀬 こちらは、事務局から説明させていただきます。

コスタリカ事業のモニタリング結果については、9月の全体会合で担当部署から報告させていただきました。その際に報告の中で案件実施支援調査、SAPIという略称を用いますが、このSAPIを活用して生態系のモニタリング調査支援を実施したということを担当部署から説明いたしました。それに対して松本委員から、新JICAでSAPIはどの

程度の件数が実施されているか、SAPIの目的、そして、SAPIの調査で環境社会配慮のモニタリング支援というのはどの程度行われているか、というご質問をいただきました。その場でお答えができませんでしたので、その後調べました結果を報告させていただきます。

JICA、JBIC統合後の2008年以降、これまで約80件のSAPIが実施されています。新JICAになってSAPIというものをどういう目的で行っているかということですけれども、これは案件実施段階において課題のある事業に関して、主に実施機関の体制・組織、財務面などの課題や、技術的な課題などの解決に向けた調査を行い、提言を行うことで実施支援、援助効果促進を図るための調査という位置づけで行っております。

前回の助言委員会でSAPIを用いたモニタリング支援というところですが、実はこの案件名としてはモニタリング支援という表現を用いておりますけれども、担当部に確認しましたところ、実態としては実施機関が行う環境モニタリング自体の支援とは少し違いまして、実施機関からの要請に基づいて、DNAバーコーディング手法という言葉を用いた説明があったかと思いますけれども、EIA手法の向上を目的とした支援を行ったものであることを補足説明させていただきます。

これまで2010年のガイドライン適用案件として、環境社会配慮のモニタリング支援を主な目的として実施したSAPIについて、基本的には公示情報なので公開されていますけれども、公示情報を当たって、関係がありそうなものを調べましたが、モニタリング支援を主目的に実施しているSAPIはないという点をご報告いたします。

なお、環境社会配慮に関するSAPIということで、例えばですけれども、インドのバンガロールで2011年に行われたもので、地下鉄工事現場の安全環境対策に係る調査を行っているものがあります。これは地下鉄の建設現場における粉じん対策マニュアルの作成をSAPIで支援しているというものはございます。このような類似のSAPIがございますということをつけ加えさせていただきます。

ちなみに、コスタリカの案件のSAPI、また、今紹介しましたインドのSAPIについても、JICA図書館のウェブサイトで報告書が公開されております。インドのバンガロールのSAPIについては、英文の調査報告書のみになりますけれども、例えば、SAPI、Bangaloreというキーワードで検索していただければ、報告書全文を見ていただくことができます。

以上、報告させていただきました。

○村山委員長 よろしいですか。

今の報告について何か補足のコメントありますでしょうか。よろしいですか。

では、1件目はこれで終わらせていただきます。

2件目が、JICAの能力強化研修での講義についてということです。よろしくお願ひいたします。

○村瀬 こちらについても事務局村瀬から説明いたします。

助言委員の皆様に対するJICA研修での講師のお願いということですけれども、これについては今年の6月の全体会合で、当時の事務局の渡辺のほうから講師のお願いを今後させていただくというようなことをお伝えいたしました。

JICAが実施しております能力強化研修には、途上国政府関係者向けのものとコンサルタントの方などの日本の関係者向けの研修がございますが、このたび、来年1月16日から3日間の予定で、日本の関係者向けに環境社会配慮分野の能力強化研修を実施することになりました。そして、この研修の3日間のうちの1コマですけれども、村山委員長にお願いしまして講義のご内諾をいただきましたことを報告いたします。

この能力強化研修ですけれども、毎年1回、JICAが主催するものでして、公募により参加者を募りますが、例年、環境社会配慮の業務の経験がある、または、これから環境社会配慮を担当される可能性がある、主にコンサルタントの方からの応募が大半を占めます。

昨年度以前は、3日間の研修全てについて、審査部の職員や他のJICA内部関係者のみで講義・演習を担当しておりましたけれども、受講者の方々の意見を踏まえまして、研修内容の見直しを検討した結果、外部の方からの専門的知見に基づく講義を加える必要があるとの考えに至りました。そこで、まずは協力事業の環境社会配慮全般に関する内容でのご講義ということで村山委員長にご相談してご内諾いただいたということになります。

詳しい講義の内容については、今後、村山委員長と個別に相談させていただく予定です。

また、今後、JICAの研修で同様の講義をお願いする機会が生じた場合には、想定される講義テーマに応じまして、委員の方に個別にご相談させていただく予定です。

説明は以上です。

○村山委員長 助言委員がこういった講義をするというのは今回初めてのことになるのですが、当初伺っていた範囲では、もう少し専門的な知見を講義の中で紹介をしていただくのかなと思っていたのですが、初回ということで私のほうで全般的な話をさせていただくことになるかと思います。今後はもう少し違う形もあるかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

○村瀬 ありがとうございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは、2件目もこれで終わらせていただきます。

では、3件目ですが、環境社会配慮ガイドラインのレビュー方法（案）についてです。

○永井 事務局の永井がレビュー調査方法案ご説明をさせていただきます。

先月の全体会合でガイドラインのレビュー調査方法案をご説明し、皆様からコメントを頂戴いたしました。その後、9月15日の締め切りでコメント依頼もさせていただきました。結果、助言委員からは田辺委員、谷本委員、そして鈴木委員の3名から、ま

た前回オブザーバーで参加した日本国際ボランティアセンター様と、あと、メコン・ウォッチ様、FoE Japan様の連名でコメントを頂戴いたしました。

こちらのコメントに関しましては、お配りした資料、クリップ留めのものと冊子のものがあると思うんですけれども、冊子のほうが3委員と、あと2団体から頂戴したコメントの原文になります。

本日は皆様から頂戴したコメントを踏まえて、我々のほうでレビュー調査方法案を改定いたしましたので、変更箇所を中心にご説明させていただければと思います。

個別のコメントに対する回答については、クリップ留めの資料の一番最後にコメント対応表という形で整理させていただきましたので、そちらをご覧ください。

助言委員の皆様におかれましては、個別案件のワーキンググループと同様、組織を背負わず、個人の立場で今までの経験を踏まえて自由にご意見をいただきたいと思います。

それでは、資料のほうの説明をさせていただきたいと思います。お手元にクリップ留め資料の1枚目、一番上の資料をご覧いただけますでしょうか。説明資料は全部で3セットございまして、一つがレビュー調査方法案というペーパーです、A4の両面のもの。次に別添1としてスケジュール表が載っていると思います。続きまして、別添2という形で調査アイテムがございます。

まず、一番上の調査方法案についてご説明させていただければと思います。

下線部を引かせていただいた部分が前回の全体会合からの大きな変更点でございますので、下線部を中心にご説明させていただければと思います。

まずタイトルですけれども、前回、レビュー調査方法の中で「含む調査レビュー論点」という形で説明させていただきました。前回のワーキンググループ、また、その後のコメントも含めまして、論点という言葉は適切ではないんじゃないのかということのご指摘頂き、項目ですとか、そういうほうがいいのではないかというご指摘をいただきましたので、今回、「調査アイテム」という形に修正をさせていただきました。

続きまして、全体の方針を書かせていただいたところですけれども、前回のワーキンググループでJVC様のほうから、もっとレビュー調査の実施理由ですか実施方針を盛り込むような書きぶりにしたほうがいいと。あと、ガイドラインだけではなくて、開発協力大綱ですかSDGsなどの国内・国際的な動向を踏まえて検討をしたほうがいいというご助言もいただきまして、下線部の部分を追記いたしました。2016年度末までに約1,800件のガイドラインが適用されていると。また、開発協力大綱や持続可能な開発目標、SDGsが発表され、世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されるなど、JICAを取り巻く環境も変化しているという部分の実施理由について記載させていただきました。

また、方針に関しましても、最後の行に、レビュー調査の実施主体はJICAではあるが、可能な限りガイドライン改定と同様、透明性と説明責任を確保するように実施す

るということを追記させていただきました。

続きまして、基本方針でございます。基本方針に関しましては、文書でのコメントもかなりいただきました。誰がやる調査なのかという質問が多うございまして、まず冒頭、JICAの責任のもとを行う調査であるということを追記させていただきました。

そして、石田委員、鈴木委員などからコメントをいただいた点ですけれども、何を最終的にしたいのか記載したほうがよいとの指摘もございまして、レビューを実施した上で、ガイドライン改定に係る論点案というものをJICAのほうで提示することを追記させていただきました。

この次ですけれども、米田委員などから、運用見直し時に既に論点が出ている。これも論点に含めるべきだというご指摘もいただきましたので、助言委員会の運用見直し時に改定に係る提言は、ガイドライン改定の論点に含めると追記させて頂きました。なので、レビュー調査を通じて論点を導き出し、さらに前回11回にわたってやった運用見直しの提言についてもその中に含めるという形で、論点という形で整理させていただきたいと思っております。

実施時期に関しましては、後で表で説明いたしますので、説明をスキップさせていただければと思います。後で細かく説明します。

レビュー調査対象ですけれども、現行ガイドラインが適用された案件のうち、1,800件ございますが、こちらを母数とすることは変更ございません。うち、カテゴリA案件は全40件を想定しております。カテゴリB、C、FI案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえて、60件程度をサンプル抽出したいと考えてございます。前回では160件を考えているとお伝えしましたが、調査のTORですとか、今回、踏み込んで調べるということにもなりましたので、60件程度としたいと思っています。合計で100件程度を調査対象として考えてございます。

調査対象案件で100件のうち、計8案件の現地調査を想定してございます。すみません、1個戻させていただきまして、1点補足させていただきます。

先ほど100件の調査対象候補があると言いましたけれども、こちらにはNGOの方々からご指摘いただきました4案件につきましても含めて調査をさせていただきたいと思ってございます。

次に、現地調査ですけれども、こちらは計8件を予定しております。カテゴリ分類、国・地域件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性を踏まえて決定する予定でございます。この8件の現地調査のうち、後段にありましたとおり、異議申し立て本手続に進んでいる案件は現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申し立て審査役の調査報告書及び環境レビュー、モニタリング資料をレビュー対象とすることを予定してございます。

ですので、異議申し立て本手続に進んでいない案件を現地調査対象としたいと考えてございます。

NGOの方々から4案件ご指摘いただきましたけれども、うち2案件については異議申し立てに進んでおりますので、現地調査を予定しておりませんが、残り2案件、具体的に言いますと、インドラマユとティラワ周辺インフラに関しては、こちら2案件につきましては現地調査をさせていただければと思ってございます。

(4) の調査アイテムでございます。

まず、ガイドラインに定められているプロセス・要件の運用状況を確認いたします。あと、前回のワーキンググループでも運用見直し時の提言についても確認するようになるとご助言いただきまして、こちら追記させていただきました。また、審査時だけではなくて、モニタリング結果についても確認して、違いがあるならば、その原因までというご指摘もいただきましたので、今回、モニタリング結果についても追記させていただきました。

さらに、NGOの方々、また、他の委員の方々からもですけれども、外部からの指摘事項についても調べるようにというコメントをいただきましたので、外部からの指摘事項についても確認したいと思って、こちらを追記させていただきました。

また、その原因についてですけれども、当初はガイドライン自体の問題、解釈の違い、運用能力とご説明させていただきましたけれども、そもそも、ガイドラインにならないから問題があったんじゃないかというコメントをいただきましたので、下線部のとおり、ガイドライン記載内容が十分であったかも含むガイドライン自体の問題についても確認していきたいと思ってございます。

次のページ、裏側ですけれども、JICAを取り巻く環境の変化に関して、作本委員などからご指摘いただいたとおり、SDGsですか開発協力大綱といった国内外の方針についてもガイドラインとの関係について整理したいと思って、追記させていただきました。

こちらが大きなところでして、スケジュールについてまた次に説明させていただければと思います。

2枚目の別添1をご覧いただけますでしょうか。今回大きく変更させていただきましたのは2.と4.なんですけれども、先般は調査を1回というふうにさせていただいておりましたけれども、今回は第1次調査、第2次調査の2つに分けさせていただきました。調査を2回に分けたのは、調査を一気通貫で行うと、最終報告書案だけお示しすることになります。そうすると、その場でコメントを頂戴しても、時間的な関係から後戻りできなくなる可能性もあるため、第1次調査が終了した段階で、中間報告の段階で一旦ご説明させていただき、コメントを頂戴して、第2次調査で方向修正できるようにしておく必要があると考えた次第でございます。

別添1、2を見ていただきたいんですけども、まず公示手続を進めさせて、やはり大体3ヶ月ぐらい入札、調達にかかりますので、1月ごろに契約が結べるかなと。

第1次調査に関しては、主にカテゴリA案件の調査、そして、外部環境変化に係

る情報整理。外部環境というのは他ドナーの動向ですとか、そういう外部環境に係る情報整理をしたいと思っています。あと、それを踏まえてガイドライン、JICAが考えるガイドラインの改定の論点案というものもある程度お示しできればなと思ってございます。

主にカテゴリAと書かせていただいたのは、カテゴリB案件の中でもNGOの方々からご指摘いただいた案件を第1次調査で調べようと思いまして、主にと書かせていただきました。なので、こちらにはカテゴリBであるティラワの周辺インフラ、あとプロサンナですね。この2件、カテゴリBですけれども、第1次調査で調査をしようと考えてございます。

3.で、中間報告の段階で助言委員会へご報告させていただければと思っています。今の目途ですと8月、9月の段階で2回ご説明させていただければと思ってございます。

第2次調査ですけれども、9月から開始いたしまして、いただいたコメント、ご意見を踏まえて、中間報告書案を修正し、残るカテゴリB、C、FI案件の調査をしたいと思ってございます。そしてまた、ガイドライン改定論点案を修正したいと思ってございます。

そして、年明け、2019年、1月、2月に最終報告書案という形で公表させていただきます。前回は必要に応じてパブコメと書かせていただきましたけれども、パブコメを募集させていただきたいと思います。そしてまた、助言委員会へご報告させていただく予定です。

最終的に、2019年3月に最終報告書案という形で公表させていただきます。

こちらがバーチャートを用いたものですけれども、1枚目の紙に戻っていただいて、実施時期について改めて（2）ですけれども、整備させていただければと思います。

第1次調査ですけれども、すみません、カテゴリAと書いてありますが、主にカテゴリA案件と外部環境について調査させていただきます。中間報告、第2次調査。最終報告書案の段階で、こちらもコメントをいただいたんですけれども、多言語で文書を開くべき、説明すべきではないかというご指摘をいただきまして、正直、多言語だと難しいんですけども、この段階で英文も作成させていただきまして、パブコメの募集をかけさせていただきたいと思っております。最終報告書案に関しましても、和文、英文で公開したいと考えてございます。

こちらが全体の概要でございます。細かい調査アイテムにつきましては、お手元の別添2をご覧いただけますでしょうか。

前回は一項目一項目を説明させていただきましたけれども、今回は下線部を引かせていただいた主な変更点を中心にご説明させていただければと思います。

まず、1.1から1.4のところですけれども、まず「レビュー論点」を「調査アイテム」にタイトルを変更させていただいてございます。

1.1から1.4ですけれども、こちら、政府の方針ですとか国際援助潮流についても確

認すべきというご指摘をいただきましたので、開発協力大綱ですとかSDGsについて確認するようにいたします。

あと、1.5のJICAの責務。こちらは田辺委員からご指摘いただいたもので、出資案件については通常の円借款における確認内容と責務について違うんじゃないかなというご指摘をいただきまして、IFC、ADBなど、他ドナーにおける出資案件において、どのような責務があるのかというところを確認していきたいと思ってございます。

あと1.9、こちらは鈴木委員からコメントを頂戴したものですけれども、説明実績だけではなくて、どういう内容について説明したのか。特に相手国政府とJICAのガイドラインのギャップ、違いについてもちゃんと説明しての確認したほうがいいというご指摘をいただきまして、説明内容についても確認して参りたいと思い、下線部追記させていただきました。

あと、2.2のカテゴリ分類、こちらFoE Japan様、メコン・ウォッチ様からコメントいただいたんですけれども、外部からそもそもカテゴリ分類結果に指摘があった案件については、正しかったかどうかを確認したほうがいいというご指摘をいただきまして、外部より指摘を受けた案件があれば、その妥当性について確認して参りたいと思ってございます。

続きまして、3.2でございます。3.2のこのエンジニアリング・サービス借款、こちら田辺委員からコメントをいただいたもので、円借款の実施段階でどういう状況になっているのか確認したほうがいいというコメントをいただきまして、下線部のとおり追記いたしました。エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認ということを追記させていただきました。

あと、次のモニタリング結果の乖離ですけれども、これは田辺委員、鈴木委員、松本委員からご指摘いただいたもので、レビューだけではなくて、モニタリング結果と比較した上で確認したほうがいいと。さらにガイドラインに書いてなかったから問題だったんじゃないのかというところまで確認するべきというご指摘をいただきまして、下線のとおり追記させていただきました。

続きまして、結構先に飛んでしまうんですけども、一番下にページ番号が振ってあると思いますけれども、5ページ目の部分の一番下の行でございます。社会的合意の部分でございます。

こちらもNGOの方々、また他の委員の方々も、外部から指摘を受けた事項に関しても確認するようにということを助言やコメントいただきまして、外部からの指摘事項を確認された場合にも、その原因について確認したいと思っております。

次に、6ページ目ですけれども、生態系及び生物相のコメントでございます。

まず、鈴木委員のほうから、「重要な自然生息地」の事例ですけれども、判断根拠を確認するべきだというご意見もいただきましたので、こちら追記させていただきました。

あと、石田委員のほうから、水生生物にも含めるようにと、森だけではなくて水生生物など、他のところも調べるべきだという指摘を頂きまして、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況。森だけではなくて、他の地域も含めること、水生関係も含めることを追記いたしました。

また、石田委員からは地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、あと、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響、若干重複がありますけれども、すみません、後で修正しますが、社会環境に与える影響についても整理すべきというコメントをいただきまして、こちらのほうを追記させていただきました。

続きまして、6ページの下、非自発的住民移転でございます。こちらは田辺委員より5点、コメントをいただきまして、反映したものでございます。

まず、1ポツ目、住民移転計画の作成有無・公開状況、協議の有無と内容・協議に関する言語と様式の確認というご指摘をいただきました。

2ポツ目は、合意が文書でなされているか、文書で残っているかというコメントをいただきましたので、文書等でという形に追記させていただきました。また、レビュー段階だけではなくて、モニタリング段階の被影響住民数も確認するようにとコメントありましたので、こちらも追記させていただきました。

あと、再取得価格についても明示するようにということなので、もちろんですけれども追記させていただきました。

あと、生計の回復状況についても確認したらどうかというコメントをいただきましたので、特に現地調査対象案件が中心になりますが、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善、または少なくとも回復できているか確認したいと思ってございます。

以上が前回からの主な変更点でございます。

何かコメント等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

また、本日頂戴した意見も踏まえて、当方にて、調査の公示手続を進めさせていただきたいと思っております。もちろん、本日の配付資料と逐語議事録はJICAのホームページで公開いたします。また、ご意見あれば、どの段階であってもご意見を承りますので、何かあれば、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○村山委員長 前回ご議論いただいたわけですが、今回それを受けて、いただいたコメントを含めた形で修正案が紹介をされたということです。

進め方ですけれども、まずはこの間、コメントをいただいた方々からコメント回答表というのがありますので、既に今、永井さんのはうからもご紹介がありましたが、こういった形でいただいているコメントに、まず追加的なご質問やご意見があればいただきたいと思いますが、田辺委員からよろしいですか。

○田辺委員 今回幅広くコメントを反映していただき、ありがとうございます。

コメントした点のみでとりあえずということでよろしいですか。

1点ございまして、JICAの責務について、出資案件の他ドナーの確認ということで、それはぜひやっていただきたいんですが、加えて出資案件そのものでJICAが通常の案件とは異なった動きをされているのかどうかといったあたりも含めて、ぜひその個別の案件も対象に入れていただけたらというふうに思います。

○永井 すみません、正確に理解するため、確認させてください。動きというのは、具体的にどういう動きになりますか。

○田辺委員 具体的に、出資案件においてJICAが通常の案件に加えて、何でしょう、出資者の一人として何か活動されているというか、そういうことがあるのかどうか、その実態です。

○永井 わかりました。実態について確認するようにいたします。

○村山委員長 よろしいですか。複数のマイクの電源が入っているとよくないようなので、一つ一つ切っていただきたいと思います。

では、谷本委員、いかがでしょうか。

○谷本委員 私は1点目、2点目のところで、JICAのほうで主体性を持ってやっていたいきたいなという、これだけです。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、何回も何回も同じような多くの話をして、恐縮だったんですけども、私は印象としてはJICAのガイドラインで非常に狭く捉えているような印象だったんですけども、今回の回答をいただいているんなら先行事例とか、他の整備指針も参考にしてできるということが確認されたので、非常によかったと思っています。

ありがとうございました。

○村山委員長 それでは、次が日本国際ボランティアセンターですが、JVCの方が今日いらっしゃっていますが、何かコメントがあれば。

○渡辺氏 ありがとうございます。日本国際ボランティアセンターの渡辺と申します。コメント等に対し、回答と反映をいただきまして、ありがとうございます。その上で、自分たちが出したコメントへの対応も含めてちょっとわからないところがあったので、質問とコメントをさせてください。

1点目です。ガイドラインレビュー調査方法（含む調査アイテム（案））の最初のところで、下線を引いていただいたところです。開発協力大綱や持続的な開発目標が発表され、そのJICAを取り巻く環境も変化しているという文章を入れていただいたと思うんですけども、要請文と、あとは前回参加をさせていただいたときに当方が出した意図というのが、こういった取り巻く環境の変化を踏まえて、では何のために見直しをやるのかということの、やっぱり大前提の確認が必要なのではないかということで、このコメントを出させていただいております。

というのは、例えばこういうような環境の変化があるために、現地への影響がより多大なものになることが想定されるから、このためにそのセーフガードをより上げていくことを目的にするんだとか、そういったところまで踏み込んで、きちんと見直し、議論のポイントを確認していく必要が大前提としてはあるのかなと考えております。それがまず第1点目です。

その上で、こちらの別添1のスケジュールのほうも、よりクリアにプロセスをしていただいた形で非常にありがたいですが、3番と5番で、助言委員会への報告ということで、この場で途中段階のものが共有されて、議論する場がありますが、NGOには随時開かれているとご回答いただきましたが、この助言委員会の場か、あるいは、他に今回この会議の前にメコン・ウォッチさんとFoEさんがされたように、別途NGOとの場を持つ、協議の場が持てるという理解でいいのかどうかということがもう2点目です。

もう2点あります。3点目が、別添2の資料の一番下のところに、例えば社会的合意について、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因等を調べるというふうにありますが、外部からの指摘に、NGOや現場から上がってきた指摘というのも含まれるのかどうかということです。

というのは、この社会的合意の部分が現場で活動していて一番難しいし、政府側の言い分と住民側の言い分が分かれるところなのかなと自分としては感じているんですが、何に基づいて外部からの指摘と判断をされるのかということ。あとは、1ページ目の1.9の普及のところで、ガイドラインの現地への説明内容の確認というのがあるんですけど、この内容はどのように確認されるのか、ちょっとイメージがつかなかったので、そのあたりを教えていただければと思います。

というのは、例えば私、モザンビークのプロサバンナの案件にかかわっているんですけども、プロサバンナの案件で言えば、2015年9月にモザンビーク政府が来日をされた際に一緒に話す場を持たせていただいたときに、ガイドラインに沿って自分たちがやらないといけないという認識がモザンビーク政府に全くないことがわかって、それはJICAがやることだといった発言があったんですね。

ということが既に事例として確認されていて、その議事録もあるんですが、そうしたことを、どこでどういうふうに確認されるのかといったことがよくわからなかつたので、そのあたりを教えていただければと思います。

ありがとうございます。

○永井 事務局永井からご回答させていただきます。

1点目のSDGs、開発協力大綱等々の援助潮流がガイドラインにどういう影響を与えるかですけれども、そこも調査で確認させていただきたいなと正直思っているところでございます。SDGsとか開発協力大綱がどのようなセーフガードに関して環境に変化を及ぼすかということも含めて確認したいと思っております。そういう観点から、今回の調査アイテム案に含めさせていただきました。なので、ファクトとして整理す

るだけではなくて、可能な限りセーフガードにどのような影響を与えるのかというところまで、できれば整理したいなど考えてございます。

2点目ですけれども、NGOからの意見はどのように受け付けるのかというところですけれども、ご意見があればいつでもいただければと思います。常にオープンですので、また面談依頼等、全然お断りするつもりはないので、個別に面談を希望なさればお会いすることも可能でございます。

3点目の外部からの指摘には、NGOの指摘が含まれるのかということですけれども、今回、8月末に要望書をいただきましたけれども、ご指摘いただいた点も踏まえて確認したいと思ってございます。なので、要望書に書いてあった意見に関しましても確認したいと思っております。

○渡辺氏 私がそれを言っているのは、社会的合意の部分で外部からの指摘とあったので、社会的合意という部分の外部からの指摘というときの外部からというのが何かということで。

○永井 一つとしては、外部、社会的合意形成がうまくなされてないんじゃないかなというご指摘は、NGOの要望書の中にも多分に入っておりましたので、8月末の。その点についても確認して参りたいということを申し上げております。

3点目のガイドラインの説明内容をどう確認するかですけれども、今のところ考へているのは、実施機関、相手国政府がどう説明したのか。また、ステークホルダー協議ですとか、住民移転ですとか、EIAのそれぞれにおいてステークホルダー協議がなされていますので、そういうところでどういうことをなされていたのかですとか。あとはJICAの職員自体が直接相手国政府を含めて説明している機会もございますので、アイデア的にはそういうことを思いついているんですけども、こういうことの実績を確認して参りたいと思っています。

○渡辺氏 ありがとうございます。

最後に1点だけです。1個忘れていました。

カテゴリBでも、NGOから指摘のあった4案件のうちの2案件とも調査対象に含むということで、こちら机上調査ということで、含まれるのが審査役の報告書と、あとモニタリングとかでしたっけ。

○永井 環境レビューとモニタリング関連の資料ということでございますので、形成から審査段階と実施段階の資料ということで書かせていただきました。

○渡辺氏 なるほど。その場合に、例えば審査が、プロサバンナはまだ終わっていないんですけども、例えばティラワだと、NGOからの意見書も出されていると思うんです。そういうNGO側からのものもレビューの対象として含まれるのかどうか。というのは、書類の対象として「等」ということがあったので。

○永井 そうですね。審査役が報告書を出した後に出てきた意見書ですね。ティラワでのございますね、ティラワの文書に関しましても確認をさせていただきたいと思い

ます。全く見ないというつもりはないです。

○渡辺氏 じゃ、そういうNGOからの提示のあった文書等についても含むということで確認させていただくということでよろしいですか。

○永井 はい。

○村山委員長 よろしいですか。

○渡辺氏 はい。ありがとうございます。

○村山委員長 最初にきちんと説明すればよかったのですが、とりあえず先に出していただいたコメントへの対応についてできるだけ限定していただいて、その後に全般的な表裏のところと、調査アイテムについてはまた別途、議論したいと思いますので、ひとまず、先にいただいたコメントに対しての回答について、追加的に何かあればお願ひいたします。

○遠藤氏 メコン・ウォッチの遠藤です。

こちらから提出させていただきました要請書、また、追加要請に関しまして対応していただき、ありがとうございます。

今、JVCさんのほうからもご指摘ありましたけれども、異議申し立て審査役の調査報告書及び環境レビューモニタリング資料をレビュー対象とするというふうに書かれていますが、JICAさんのほうで出していただいたコメント対応表のほうでは、ちょっと細かい点で恐縮なんですけれども、環境レビューモニタリング資料等というふうに、等というものが入っておりますので、元々の文章のほう、こちらのほうでもモニタリング資料だけではないですよということをきちんと明記していただければと思います。

○永井 はい、このA4の1枚紙に「等」をつけるようにします。レビュー関係、モニタリング資料等をレビュー対象とするにさせていただきます。

○遠藤氏 はい、ありがとうございます。

○村山委員長 ひとまず、よろしいでしょうか。

それではあと、45番もあるのですが、これは全般的なことということでいいですか。追加的なコメントありますか。

それでは、ひとまずいただいたコメント対応については整理をしていただいたということで今日いただいている資料について、他の委員の方も含めて追加的にコメントをいただきたいと思います。

まず、基本的な方針ということで、A4表裏いただいていますが、これについてご意見ご質問あればお願いしたいと思います。

松行委員、どうぞ。

○松行委員 今回1,800件から100件選んで、さらに8件選ぶということで、既にこの100件のうちの2件が決まっているということなんですが、私たち社会調査をするときに、このサンプリングというのに非常に気を使います。というのは、やはりこのサンプリングが間違っていると全然結果が違うので非常に気を使うんですが、この1,800件

から100件を選んで、そこからさらに8件選ぶという、この100件と8件というのは全てJICAさんにお任せという理解でよろしいでしょうか。それとも、これを選びましたよというふうに一回公表されて、それに対して何か意見を言う機会とかはありますでしょうか。

○永井 ありがとうございます。100件ですけれども、選び方としては、カテゴリAは全部で40件ありますが、やはり影響が大きい案件ということで、全て40件は対象にしたいと思っています。一番コアとなる、影響が大きい40件は全て含めたい。残り60件、B、C、FIですけれども、正直、Cはそこまで入れるつもりはほとんどなくて、B、FIを中心を選んでいきたいと思っているところでございます。

B、C、FIの60件と現地調査対象の8件に関しましては、JICAのほうで国・地域別、進捗、スキーム、セクター等々から選ばせていただければと思います。ただ、イメージとしては現地対象8件のうち半分ぐらいがAかな、残り半分がB、FIというイメージは持っておりますが、具体的な案件に関しましては今決まってございません。JICAのほうで、カテゴリA以外のサンプルに関しましては選ばせていただきたいと考えてございます。

○松行 そうしますと、例えば今回NGOの方がこれを入れたほうがいいというふうに幾つか提案をされましたか、他にやっぱりこれ入れたほうがいいという提案があったら、今この時期に言わないと間に合わないという理解ですか。

○永井 NGOのような発言かわからないですけれども、そういう意見があれば必ず入れるというつもりはないですけれども、もちろん、大切なご意見として参考にしたいというふうには考えてございます。

○松行 いつまでに言えばいいのかということなんですが。

○永井 そういうことは考えてございません。これから我々のほうで全体のバランスを見ながら選ばせていただきたい。別にいつまで言ったから入れるとか入れないとということは、今考えてはございません。もしご意見があれば参考にさせていただきたいと思っている状況です。

○松行 そうなんですけれども、セレクションが終わってから言っても遅いですね。

○永井 正確に申しますと、入札手続が11月から始まりまして、早い段階でいただければというふうには考えております。年内が調整し得るタイミングかなとは思ってございます。

○田辺委員 今の点ですけれども、例えばサンプリングが終わった段階で、特に現地調査に行く8件、これについて一旦委員会でご報告いただけることは可能かどうか。

といいますのも、前回、このレビューというのは改定の委員会で行われていて、逐次、その進捗に応じて改定委員会で報告されていました。なので、現地調査に行く案件についても、その都度ご報告いただいたので、それに対してこの点は見たほうがいいんじゃないかなみたいな議論もなされたというふうに記憶しているんですが。

○永井 事務局でございます。

前回は中間報告がなかったということでご指摘をいただいたかと思います。我々のほうでレビュー調査をしてしまって、それを策定委員会にお示ししたところ、足りないんじゃないかなとご指摘をいただいて、その後、補足調査をしたという経緯がございます。

その反省を踏まえまして、今回は中間報告という形で真ん中に1回報告のタイミングをとらせていただきました。もちろん、そのタイミングで現地調査したものに関してはご報告させていただいて、第2次調査で補完をしようと思ってございますが、そのときに案件名を隠すことはいたしませんので、そこで案件名も含めてご説明したいと思ってございます。

○田辺委員 例えば、現地調査に行かれる案件について、我々の、例えば把握しているNGOの方々が意見を言いたい、対話したいというところで、そういう案件があればぜひご紹介したいなというふうに思っているんですが。

○永井 参考にするので、ご紹介いただいても構いません。

○田辺委員 なので、案件8件が決まった段階でお示しいただきたいという。

○村山委員長 スケジュールでいくと、カテゴリAの案件で先に調査の素案が出てくるということですね。その段階で何かご報告いただけないかということです。

○永井 ちょっと検討させていただけますか。

○村山委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 先ほど松行委員から、社会学の中でのサンプリングの話がありましたけれども、そもそも私なんかがやっているのはSmall Nを扱う分野です。つまり、例えば母集合が1万も10万もある中のたった1個の村を調べることに何の意味があるかということをぎしぎしとやる分野にいる者からすると、やはり、8件の現地調査は一体どういう案件を取り上げるのが、この今やろうとしているガイドライン改定にとって最も学びが多いだろうかということを考えるべきであるというふうに思います。つまり、代表的な例を挙げるのではなく、むしろ代表的であるかどうかではなく、やはり改定において学びの多いものという意味で、どういう案件がいいのかというのは、ある程度抽象のレベルでもいいので、共有しておく必要があるというふうに私は1点目は思います。

その上で、やはり、NGOが問題だと指摘した案件は一つ重要だとは思います。幸いにしてすごく多くのプロジェクトがNGOから批判を受けているわけではないわけですから、やはりその少数の問題と言われる事業の中から学びは大きいと思うんです。

もう一つは、例えばこの委員会の中で非常に論議を呼んだものとか、例えばウガンダのアヤゴがこの2010年の対象だったかどうかは忘れましたが、審査の段階でいろんな議論が出た。国立公園の中に事業をやること自体がまずいんじゃないとか、そういう議論がさんざんされたり、あるいは、この間行った事業の中で最も住民移転が多

かったとか、あるいは少数民族、あるいは先住民族に影響を与える割合が多かったとか、何か我々なりにというか、JICAなりに8件の、つまり学びの多い案件のある種の基準を定めていただくと私たちもその8件について議論もできますし、納得もできるというふうに思います。

○永井 ある種の選定基準を検討したいと思います。我々も何かどこかに偏って案件を選定するつもりはなかったので、どういう考えに基づいて案件を選定するかというところは検討したいと思っております。

○松本委員 偏っていいんですよ。

○永井 いや、偏るというのは住民移転ばかりというわけではなくて、自然環境とか汚染対策ですかとか、そういうバランスを保って、あと地域は、アジアばかりではなくて、ある程度アフリカですか中南米も含めて、バランスを持って考えたいなと思っており、そういう意味で偏りのない様にしたいわけです。

○松本委員 それは違う。それは多分、サンプリングの意味がわかってない。

○永井 改めて、考え方についてはご相談させていただければと思います。

○作本委員 私、数ヶ月前にコトパンジャンの、ちょっと何十年前の案件なんですが、懐かしくというか訪問してきたんですけども、やはり、いまだに数十年前のくすぶった問題が残っているんですよね。今回、JICAさんがモニタリングをされる。ただ2年間でしたっけ、そういうことありがたいと思うんですよ、モニタリング制度を導入してくれたということ。だからといって、日本で裁判沙汰にまでなった大きな問題に我々目を閉じていいのかとなるとやっぱり難しい問題でもありますけれども、同時に、村落が分裂してしまった、貧富の差が拡大してしまった。数十年たった、20年、30年たった後のモニタリングもどこか一部に含めていただけると、今現在彼らはどうやって生きているか。そうすると、ここでガイドラインが適用された案件というのか、あるいは一番下の2行目に書いてある、ガイドライン記載内容が十分であったかどうか。この検討も含めて、ガイドラインがない時代の案件かもしれないんですが、もし比較検討の中に一部入れていただけると、我々学ぶものが多いんじゃないかと思っています。

○永井 旧ガイドライン適用案件までは調べることは想定しておりません。新ガイドラインはそういう過去の歴史を踏まえてできたという歴史がありますので、その新ガイドラインが今ちゃんと運用されているかというところにフォーカスを絞って調査をさせていただければと思っておりまして、コトパンジャンの現状どうなのかというところまでは、今正直考えてございません。新ガイドラインの適用案件に集約させていただければと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは、こちらのこの2枚のほうについては、先ほどあった現地調査の選定に関する基準というかクライテリア、何かそういうものについて、ぜひ検討をお願いしたい。

その他いかがでしょう。福嶋委員。

○福嶋委員 ちょっと大きなお話かもしれませんけれども、例えば持続可能な開発目標、SDGsとか、このあたりもJICAを取り巻く環境変化について整理するということで調査をされると思いますので、確認も込めてなんですけれども、単に整理だけだと恐らくSDGsができる、JICAでもこんなふうに取り組んでいますとか、今もJICAでもSDGsの達成に向けていろんな取り組みをされていると思うんですけれども。このガイドラインの改定といいますか、これに反映するという意味で言えば、例えばSDGsの17の目標から169のターゲットについて、当該国に当たってはどういったところにウエイトを置いていてとか、この間も例えば気候変動の議論のときに、この国だと森林吸収源にウエイトを置いていてとか、多分あると思うんですけれども、こういったあるプロジェクトが環境社会配慮の観点からダメージが最小限になるようにというのももちろん当然だと思うんですけれども、例えばSDGsの当該国の目標について、何かプラスになるようにですか、何かそういったプロジェクトのプラス面も引き起こすような意味で、調査といいますか、SDGsの持っているプラスの側面といいますか、何かそういったところの可能性というんでしょうか。そういったところまで踏み込んで当該国に対する何らかのプラス影響も、多分直接的ではないにしても、そういったところまで視野に置いたような調査をしていただけすると、実際に、例えば、SDGsがあるので、このガイドラインももう少しこういうふうに書いたらいいんじゃないかなみたい、そんな引き出しができるんじゃないかなと思うんですけれども。

なので、この調査を実際に委託業者にさせる際に、単に整理ということだけでなく、そういった視点も盛り込んでいただけるといいんじゃないかなと思いました。

○永井 私も勉強不足で、SDGsをちゃんと理解をしていないんですけれども、SDGsのファクトを整理するだけではなくて、セーフガードにどう反映できる可能性があるかというところも整理をするようにというご指摘だと思うんですけれども、そのように可能な限り調べてみたい、確認してみたいと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

今の点は、先ほどの渡辺さんのお話にも少し通じる気がします。

では、鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 先ほどの対象は100件とか8件とかいうところに関係しますが、この別添2の調査アイテムと、このレビュー対象の範囲が何件という想定との関係について先月はわかったつもりだったのですが曖昧になってしまい、こういう理解でいいかをご確認をお願いしたいと思います。

別添2ではレビューアイテム案として数ページにわたって項目が述べられていますが、ここに挙げられている項目にはかなり性格が違うものも入っていると思います。要は、この対象期間の約1,800件全数に対して実施可能な調査項目もあれば、恐らく案件によって調査可能な調査項目も入っていると思います。

そのときに、もちろん、カテゴリ分類では何件がAで何件がBでというような部分については、この1,800件全部についておやりになると思いますが、案件ごとのスクリーニングと実際の調査結果の関係がどうだったかとか、先ほど来、話題に出ていますモニタリングの結果とどういう乖離があったのかなど、これらについては100件についてのみ実施ということを想定されているのでしょうか。

○永井 こちらの調査アイテムというのは、この100件の調査項目を想定しております。ただ、最大限このアイテムというところで、例えば、助言委員会をやっていない案件は1.0は確認しませんし、実施数段階がない案件に関しては実施数段階を確認できませんので、まず100件の調査アイテムはこれでございます。かつ、現地調査のものに関してはさらに現地で情報を深掘りしますが、アイテムは同じになります。ただし、これはマックスであって、案件によって確認するものとしないものは確かに出てくるということはあると思います。

○鋤柄委員 そうですか。すいません、1,800件すべてについて、ここで挙げられている項目の内、可能な項目については調査されると思い、そこを誤解していました。

選ばれた100件についてできるものについては、この調査項目での調査を実施する。つまり、その100件について、机上の調査ができる項目については最大限別添2の項目で調査を実施して、さらに現地調査を行う8件については、机上調査でできなかつた項目について、さらに掘り下げた調査を実施するということですね。

○永井 そういう想定でございます。

机上調査と申しましても、実施数段階のモニタリング報告書等出ておりますので、そちらも含めて確認していきたいと思っています。

○松本委員 つまり、今のを確認させていただきますと、別添2のこのリストの中のどれかを現地調査でやる、つまり、実は現地調査ではどこをやるのかというのは議論の対象にはなっていないと思うんです。

○永井 まず基本、机上調査でやって、足りない部分があると思うんです。机上調査ではわからなかつた部分というのを現地調査でさらに補足して確認するので、全部を一から現地調査やる必要はないと思います。机上で確認できているものは机上で確認できて、足りない部分は現地調査で補うという意味なので、どこをやるやらないと今の段階ではわからないというのが現状でございます。

○松本委員 確認したいのは、現地調査の項目も、今このリストの中に入っているものの中のどれかだということですね。

○永井 そうです。そのように考えております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○作本委員 今の現地調査というのは、コンサルタントさんが行う現地調査なんですね。

○永井　はい。JICAの責任のもとでコンサルが行う現地調査になります。

○作本委員　調査している期間は我々は何をやっていたらいいんでしょうね。

○永井　なので、中間報告という形でご報告させていただければと思ってございます。

○作本委員　もう一つは、最終報告書ができましたということで、2019年の時間の流れについて、3月ぐらいまでにこれを公表できるとした場合に、このガイドラインの策定の、今度ガイドラインそのものに手を入れる作業をその後始めるわけですね。そうすると、残された期間が、ガイドラインでいきますと、2010年の4月にはこれ公表されていますので、残るところあと1年弱ぐらい。そこでワーキンググループか何かを発足させて、ガイドラインそのものに手を入れていくということになるのでしょうか。

○永井　そうでございますね。まず、JICAのほうでガイドラインの改定論点案というものを中間報告の段階でお示しさせていただいて、コメントをいただきまして、最終的に5月の段階で最終的な論点案ができる。その後、検討プロセスに入っていくかと思いますけれども、その検討プロセスにおいては、今の段階ではどのような体制、どのような方法でやるというのは決まってございません。

○作本委員　今いただいたアイテム案のこの紙では、最初のパラの中に必要なレビュー結果を導くためということで必要性を書かれているんですけども、最終的なガイドラインのときにこれが一つの縛りというか、どういう役割を果たすのか。参考に勉強させてもらうというデータの積み重ねかと思うんですけども、実際この報告書ができた、公表されました、さあガイドラインの改定そのものにこれが反映されなきゃいけないんですか。そういう関わりがもしあれば教えてください。

○永井　レビュー結果から論点は出てきますけれども、決してガイドラインをこう変えようというものは出てこないんだと思います。論点が出てきて、それぞれの論点に対してガイドラインに反映するのか、しないのか、するとなったらこういう方法があるじゃないかという検討プロセスがその後に始まることを想定しています。

○村山委員長　よろしいでしょうか。

どうぞ。

○渡辺氏　ありがとうございます。もう一回、最初の質問に戻るんですけども、前回の高橋の発言だったりとか、あとはうちの団体から要請文で出させていただいたのは、SDGsだったりとかODA大綱の改定だったりとか、そのものを分析してということではなくて、そもそもこのレビュー評価を始めるに当たって、これ見直しのプロセスの始まりだと思うんですけども、何のために大きいところでやるのかという大前提がないままに走ることって、やはりすごく危険だなというふうに思ったんです。

なので、どうしてそこがこんなにも出てこないのかというのがちょっとよくわからなくて、見直すんであれば、やっぱりこれをよりよくする。すなわち、それはその現地の影響を受ける人々にとってのセーフガードを高めるということに尽きるのかなと思うので、その点をいま一度確認をしたいということが一つで、やっぱり、そこがあ

ってこそ、松本さんもおっしゃっていた、じゃどういうものをサンプリングで出すのかという、その大前提に基づいていろんな論点も出てくるし、下に落ちてくると思うんですけども、今順番が逆になっていて、項目だけ出てくるので、実際、項目はあるものの、では何を見てこの項目について調べるのかというのもよくわからないし、でもその大前提のところがあって、目的から確認されていれば、この項目に対してこういうものを見たらいいんじゃないかということができると思うので、評価はコンサルの方がされると思うんですけども、時間とかお金の無駄遣いをしないためにもそういうことを先に整理をしながらやったほうがいいんじゃないかなということで、要請文を出させていただきました。

なので、そもそもの大前提のところについて今お考えがあれば、ぜひ、何のためにやるのかというところを確認をさせてください。

○永井 大前提というイメージがまだ私には持てていなくて、例えば、どういった大前提というのをイメージに持たれているんでしょう。

○渡辺氏 今言ったとおりです。これまで何年間か運用をしてきて、異議申し立てがあるということは、すなわちその運用に課題があるということもわかっていると思うので、セーフガードを高めるためにやるんだとか、そういったことですね。その本当に大枠の部分です。要は改悪のために見直しをしてもしようがないので、その部分をやはり全員で合意をとって進める必要があるんじゃないかというそういうことです。

○永井 そうですね。我々は逆に、論点を一個一個の案件の実績を踏まえて、こういうレビュー結果を踏まえて論点を出したいと思っているんです。要は、個別の案件の積み上げがなくて、我々の前提を出してしまって、根拠がないものになってしまうで、我々としては1,800件を母数として、100件のレビュー調査をして、その中でどういう点に問題があったのか整理させていただきたい。その積み上げの中での論点というものを導き出したいと思っておりまして、決してそれは1,800件だけではなくて、他ドナーの動向ですとか、他の国際的な動きですとか、そういうことを踏まえて考えていくべきだと思っています。

○渡辺氏 私が言っているのは論点ではなくて、目的の部分です。

○富澤 もちろん、改悪をしようということはございません。ただ、このガイドラインは、施行後7年たっておりますし、このガイドラインにも10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行うと書いてありますし、その状況によって問題があるのでないかという前提においてレビュー調査を実施しようというところです。

ただ、今の段階でこれが問題なのか問題でないのかというところは、まだ先ほど、永井が申し上げたように、皆さんからのレターもいただいておりますし、そういう積み上げの中でこの調査をやっていきたいというところでございますので、そこはご理解いただければと思います。

○渡辺氏 わかりました。これ以上長引かせてよくないと思うので、今日はこれで

終わりたいと思うんですけれども、私自身はそういった細かい部分は抜きにして、何のためにやるんだという目的の部分は、やはり最初に確認すべきものなのかなと思ってるので、そのことをコメントとして残させていただきます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○原嶋副委員長 1点だけ、進め方なんですけれども、前回は、ちょっと確認しましたら、2010年の4月に改定をしているんですけれども、2008年2月に改定のための有識者委員会というのがもう始まっているんですね。全く同じじゃないでしようけれども、それに倣えば多分、年明けにはそれが始まっていてもおかしくないということになるわけですけれども。

そもそも、助言委員会で改定そのものを本格的に議論するのはちょっとお門違いな感じがしていて、今日いらっしゃった方もそうですけれども、ちゃんとした場をつくっていただいたほうがいいんじゃないかというのが私個人の感想です。助言委員会ってガイドラインのもとでつくられた組織ですから、逆にそれがガイドラインを直すということを本格的に議論するというのは、何ていうんですか、何か本来じゃないような感じがしているので、そのあたり、今は過渡期かもしれませんけれども、少なくとも前回では2008年2月14日に1回目が始まっていますので、2年間、33回議論して、2010年の4月に一定の成果をつくった。一応、それは申し上げておきます。

○永井 現時点で検討ですか、その後、必要であれば改定をすることになるんですけれども、そのプロセスにおいて助言委員会にお願いするということは確定していないというか、まずどういうプロセスで検討と改定をするか決まっておりませんので、そこは今のところ未定というところでございます。

○村山委員長 これはレビューをやっている段階で、あくまで改定のための一つの材料にすぎない。本格的な改定の議論は、助言委員会ではないと私は思っています。いろいろなステークホルダーがいて、その中の助言委員会は一部を担ってはいますけれども、全てではないのは確かだと思います。

ですから、今日のスケジュール表の次の段階の話なので、あまりその点について私は言及するつもりはなかったのですが、原嶋副委員長からご発言ありましたので、少し私も補足をさせていただきます。

それでは、時間が大分過ぎてはいるのですが、調査アイテムの案について細かく出していただいているので、こちらについて何か追加でコメントありましたらお願ひをしたいと思います。いかがでしょう。

大体、このような形でよろしいですか。

もしないようでしたら、今日お出しeidaitogaご発言の中で、一つは大前提としての目的について、追加して記述はしていただいたのですが、具体的にそれをどう反映するのかという方針のようなことがあったほうがいいのではないかという話があった

ように思います。

それからあともう一つ大きいのは、やはり現地調査の選定基準ですね。それから、それが決まった段階で助言委員会に伝えていただくような仕組みができるかどうか。このあたりについてぜひご検討いただきたいという話があったように思います。

その他、いろいろとご発言いただきましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○永井 前提の部分はなかなか、ガイドラインの基本的事項の理念ですとか目的にも関連する部分であると思うんですけれども、我々としてはそこはまず調査・確認をした上で、理念ですとか目的というものを改めて考えたい。先に理念とか目的を示すということは考えていないというところが正直なところでございます。

あと、現地調査の基準に関しては検討させていただきたいと思います。

○村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

NGOのオブザーバーの方、よろしいですか。

○遠藤氏 メコン・ウォッチ、遠藤です。

プロセスのところで1点、こちらからお願ひなんですけれども、最終報告書案が出てきた段階でパブコメ募集というふうになっておりますが、他の方々からも意見がありましたように、これまたJICAさんのほうでもいつでも個別の面談等は受け付けますよということでご説明いただきましたけれども、パブコメを募集するだけではこれを議論するということには全くならないので、募集をかけた後に上がってきたコメントについて議論をする場というのを確保していただけたらというふうに思います。助言委員会のほうでされるということであれば、今こうやって発言を認めていただいているように、オブザーバーからの発言というのも確実に確保するということでお願いしたいと思います。

○永井 わかりました。

パブコメを募集した後の対応については検討したいと思います。

○遠藤氏 ありがとうございます。

それからもう1点なんですけれども、異議申し立て制度の見直しのところなんですが、今回、こちらの対応表のほうでも書いてくださっていますが、制度の見直しに当たっては、いただいたご意見を踏まえつつ、これから検討を行うこといたしますということでご返答をいただいていますが、私どもとしては、今回、異議申し立て要綱、こちらの制度についてもあわせて見直しを行っていただければと思います。

この制度の見直しは、ガイドラインの見直しにあわせて行うというふうになっておりまして、今回を逃しますとまた10年後ということになってしまいますので、今回あわせてやっていただければと思います。

○阿部 ありがとうございます。企画部阿部です。今ご指摘ございましたとおり、異議申し立て制度の見直しについては、こちらの要綱に沿って見ると、ガイドラインの

手続の要綱に合わせる、見直しに合わせるというタイミングですので、今回のレビューの調査の中では、その制度の見直しに関する議論は行いませんけれども、手続、要綱の見直しについてはそのタイミング、すなわち、2020年のタイミングで行うということを考えています。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは、他になければこれで締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、これで終わらせていただきます。

他に委員のほうから特にご発言なければ、次のスケジュールの確認をさせていただいて、終わりにしたいと思います。

○村瀬 それでは、今後のスケジュールですけれども、次回の全体会合は11月16日月曜日午後、場所はJICA本部、こちらの113会議室になります。よろしくお願ひいたします。

○村山委員長 他に特になれば、これで今日の全体会合を終わらせていただきます。
どうも、ありがとうございました。

午後5時21分閉会